

第六十八回  
参議院商工委員会會議録第七号

(二〇六)

昭和四十七年四月二十五日(火曜日)  
午前十時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大森 久司君  
理事 川上 為治君  
大蔵省主税局長 渡辺 喜一君  
大蔵省理財局長 窪田 謙君  
大蔵省総務課長 高橋 恒三君  
文化庁文化財保護部長 山中 和君  
厚生省環境衛生局長 吉村 真事君  
運輸大臣官房政策計画官 井前 勝人君  
建設省都市局下水道事業課長

委員

赤間 文三君  
植木 光教君  
小笠 公昭君  
大谷藤之助君  
久次米健太郎君  
矢野 登君  
山本敬三郎君  
渡辺一太郎君  
阿具根 登君  
小野 明君  
大矢 正君  
林 虎雄君  
中尾 辰義君  
原田 立君  
柴田利右門君  
須藤 五郎君  
田中 角榮君  
田中 芳秋君

国務大臣

通商産業大臣 田中 角榮君  
通商産業政務次官 林田修紀夫君  
通商産業大臣官房参事官 増田 実君  
通商産業省企業局長 本田 早苗君  
通商産業省企業局参事官 田中 芳秋君

政府委員

通商産業政務次官 林田修紀夫君  
通商産業大臣官房参事官 増田 実君  
通商産業省企業局長 本田 早苗君  
通商産業省企業局参事官 田中 芳秋君

通商産業省鉱山石炭局長 莊 清君  
事務局側 菊地 拓君  
常任委員会専門員

説明員

大蔵省主税局長 渡辺 喜一君  
大蔵省理財局長 窪田 謙君  
大蔵省総務課長 高橋 恒三君  
文化庁文化財保護部長 山中 和君  
厚生省環境衛生局長 吉村 真事君  
運輸大臣官房政策計画官 井前 勝人君  
建設省都市局下水道事業課長

本日の会議に付した案件

○沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を開会いたします。  
理事会の結果を報告したいと思いますので、速記をとめてください。  
〔速記中止〕  
○委員長(大森久司君) 速記を起こしてください。

質疑のある方は順次御発言を願います。  
○小野明君 この前、大臣がおられませんでしたに、かなり詳細に質問を申し上げておきました。大臣にお尋ねいたしたいのは、この沖繩海洋博覧会におきまする資金計画というのは、大体海洋博覧会係で四、五百億、関連公共事業で約一千億、このように承っております。そういたしますと、やはりこの海洋博覧会を成功させることにねらいをおきました各省庁の協力関係ということがきわめて大きな要素になるかと思ひます。その辺でそれが期待できるのかどうか、大臣の御所見をいただきたいと思います。

ます。

○小野明君 それと、やはりこれは地元の協力関係ということが非常に大きな問題であらうかと思ひます。まあ現地沖繩のほうもこれを切望しておるのだと、こういうお話は承っておりますが、はたして地元の積極的な協力態勢が期待できるのかどうかですね、これをお尋ねいたします。

○国務大臣(田中角榮君) まあ世界で初めての海洋博覧会でございますし、海洋開発というものは新しいテーマであり、沖繩の祖国復帰を記念してということよりも、この沖繩復帰を契機として海洋開発というものをスタートさせようというためには、これは不可欠なものでございます。ですから、テーマの選び方もよかったです。沖繩としても、これをやらないうちで新しい海洋開発をスタートするということにもまいりません。そういう意味で、いまのところ素直に見て、沖繩海洋博覧会を成功させようという考え方は、政府も本土民も、また沖繩県民もこれは同一の方向にある、こういう認識でございます。とにかく、沖繩県民もこの博覧会を契機にして道路を直したり、港を修築したり、それから空港整備をしたり、まあ第一次の目的は海洋博覧会の成功でございますが、残った施設やそういう環境整備は沖繩の開発にも直結するものであるということで、東側のバイパスなどをつくることすれば、用地は市町村がすべてこれを提供する、こういうように非常に協力的である。まあこれからのいろいろなピッチを上げていく過程においては、全然トラブルがないのを望むわけでございまして、全然ないというふうに断定はできません。できませんけれども、大筋において、これは糸満や近くでやらないうちで、最も速い本部でもつてやろう、そうすれば本部との間の道路も港も空港もみんなできるじゃないか、そういう意味で本部にきめまして、政府もそういうことを承知の上

できているわけであります。沖繩も、やるなら一番遠い本部がよろしい、開発のためにもよろしいというだけではなく、立地的条件もそろってあることでございますが、そういう意味で、沖繩はあげてこの海洋博覧会を契機にして沖繩の社会環境整備をしたい、こういうこともありますので、まあ私は円満にいくと思ひますし、円満にやらなければいかぬ、こう思っております。

○小野明君　なお、この関連公共投資その他につきましても、この現地沖繩のいろいろな要望というものがあろうかと思えますので、その辺を十分踏まえながら、今後の沖繩の将来の展望というものを見通しながら、ひとつ十分な御配慮をいただいでやっていただきたいと、こうお願いいたしておきます。

それからいま一つの問題は、関係国の招請の問題ですが、三十五カ国この条約に加盟をしておるそうであります。なかんずく加盟国はもちろんですが、共産圏諸国に対する招請というものもこれは必要ではないのか、こう考えます。特に中国のこの招請について、ひとつ国連に加盟をしておるやさきでもありますし、ぜひ招請をお願いしたいと思つうわけでございます。この点について大臣の御意見を承りたいと思います。

○国務大臣(田中角榮君) わが国と国交のある外国政府に対し招請を行なおうということでございますから、国交がなければ招請ができないということでございますが、これはいまの状態においては、正式に述べれば、これしかないと思います。思いますが、時間もあることでありますし、日中の国交は正常化を行なおうと言っておるのでありますから、あしたにも行なえないとしても、近い将来には実現するということでもありますし、こういう問題、外交上の問題ではありますが、これは国際的に卓球大会とか、スキー大会とか、そういうものはみんな入っておるのという議論もあります。いろいろむずかしい問題もあるようでございますが、公式な御答弁以外に、事態の推移を見ながら、できるだけ外国の声も聞きながらこれ

に対処してまいりたい、こういうことでひとつ御了解いただきたいと思います。それ以上に積極的なこともいまの段階で申し上げられませんが、全然やらぬというのじやございませんし、まあ以上のとこで御理解をお願いします。

○原田立君 大臣、いまの小野委員の質問で、沖繩海洋博はただ単に海洋博開催ということだけで、沖繩今後の発展のためにやるのだという、そういうお考えのようでございますが、海洋開発そのものについてわが国の場合にはまだ十八億九千七百四十万、総予算に対する比率などから見ると非常に少ないようなのが現状ですね。それは認識いただいているだろうと思うのでありますが、もっとそういう面で海洋開発に関しての予算の充実、あるいは組織の充実、そういうものにもっと力を注ぐべきだと、こう思いますがいかがですか。

○国務大臣(田中角榮君) 全く御指摘のとおりでございます。日本は海国日本と言われておりますから、海国は船だけでもって海との関係を持つというだけではなく、これはもう大陸だなの問題等、近年非常に資源問題として大きくクローズアップされておるわけでありますから、海国といわれる日本がこれに先がけて仕事をなしたり研究するというでなければならなかつたわけであります。ありますが、どうも海洋開発ということに対しては一步おくれております。世界的にも大体海洋開発といふものに對しては近年であります。私は、いま世界じゅうのいろいろな國々の人と会いましめて、一番海洋開発といふものに興味を持っているのはカナダであると思います。カナダが非常に興味を持つてゐる。それから北歐の國々も興味を持つております。あの國々というのは、海洋開発の重要性といふものを知つておりながらも、なかなか海洋開発といふものを——沖繩での海洋博を契機にして海洋工学とか、海洋開発といふものを主要テーマにすることは実に興味深いというのは、やはりそれらの國々でございます。ですから日本は、これから大陸資源、大陸な資源等々、

これが公海の資源さえも求めていかなければなら  
ないというところでございますから、この沖繩海  
洋博を契機にして、海洋開発というものに対して  
は、予算だけでなく、あらゆる意味で拡大してい  
かなければならぬということは、もう切実に感じ  
ます。

○原田立君　そこで大臣、お伺いするんですけれども、この約八十九億の予算の中で通産省関係では二十六億一千八百四十万円、全体の約三割ぐらいになっているように私は思います。非常にその通産省の占める比重というのが大きいと私思うのであります。今回の海洋博を行なうについて沖縄に残すもの、通産省としてどんなようなことをお考えなんでしょうか。

○国務大臣（田中角榮君） 沖繩に残す……。  
○原田立君 それでは、もう時間がないから言う

のですけれども、実際、海水淡水化ということですね、このことが通産省の予算の中に載っておりまゝです。で、これは何も沖繩ばかりではなくて、日本全体にも大きい課題であると思うし、沖繩にとつては切実な問題だと思ふのです。この予算の措置が海水淡水化及び副産物利用ということで七億七百三十七万六千円と、こうつております。ところが、前回昭和四十六年度では七億四千二百四十一万円で、三千五百四万四円減っているわけですね。減っているのもちよつと氣に食わないけれども、そこら辺の説明はけっこうですから、要するに、海水淡水化というその装置等ですね、あるいは今回の沖繩海洋博の唯一の残すべき資産というふうなことで完成して残す、それくらいのお考えがございますか。

○国務大臣(田中角榮君)　こまかい問題は事務當局から答弁をいたしますが、海水淡水化というのは、これは離島の問題等を開発するには非常に重要な問題でございますし、これはまあ沖繩の海洋博覧会の研究テーマとしても、また出展のテーマとしてもおもしろいものだと思います。私もサンクレメンテに行つてまいりましたときに、あそこちよつと南に、サンジエゴでございますか、海

軍の根拠地がございしますが、これは世界で最大の海水淡水化の仕事をアメリカ海軍がやっているわけでございます。日本もこれに委託していろいろなことをやっているわけであります。これはぜひ見てきたかったのですが、こういうテーマを沖繩海洋博の主要テーマとしてひとつやりたいというふうに考えておったわけでございます。私は、その後の海洋博の中に占めるこの大型プロジェクトとしての海水淡水化というものがどうなっているのか、私もさだかに聞いておりませんが、これはひとつこれから沖繩海洋博の主要テーマとしてやはり残してくるもの、継続的に研究するものとしては非常にけっこうなものであり、適切なものであらうと、こういうふうに考えます。で、予算上の問題は事務局から申し上げます。

○政府委員（本田早苗君）　こまかい数字は手元にございませんで、概略で申し上げますが、大型プロジェクトの海水淡水化につきましては、大体五十億の総規模で考えておりまして、現在試験プラントの製作までを四十七年度でやりまして、八、九の五年目、六年目で十万吨プラントの製作の部分製作にかかると、こういうことでございますので、四十七年度大体七億程度で動いてきておりますので、八、九で大きく試験プラントに入れると、こういうふうに御了解賜りたいと存じます。

○原田立君　要するに大臣、私はここで言いたいのは、海水淡水化というそういうことですね。これは海洋国日本として非常に重要な課題である。だから、それを沖繩に残してやる、装置等等々ですね。そうすることが沖繩の産業開発も進むであらうし、海洋博をやった意義にもつながるであらうと、こう思うわけであります。そういう方向でお願いします、大臣はそう考えておると、こういうことでよろしいですか。

○国務大臣(田中角榮君) はい。

○原田立君 それではあともう一つは、海水の淡水化の問題と、やつぱりあと電力の問題ですね。

の二つはどうしても解消しなければならぬと思うのでありますが、電力の確保ということについては、あそこは高い山もないし、福地ダムなんかつくっても、あれは工業用水だけの取水で、電力関係ではあまりプラスにならないし、となると、やはりどうしても火力発電というふうなことになるって、どう思うのですか、海洋博を開催すること自体にもものすごい電力が必要であります。また、それに至るまでの間に多数の人が出入りしますから、そういう面でも電力は必要であります。沖繩の電力確保ということについて格段の努力をなさるべきであると思えますけれども、その点はいかがですか。

○国務大臣(田中角栄君) 電力は、もう当然あれだけの大きな海洋博をやるのでございますから、電力の開発をしなければならぬということとはもちろんでございますけれども、特に電力に対しては例のアルミ工場、これの建設計画もあるわけでございますが、これは少し景気も悪いとか、いろいろ問題があつて、半年、一年計画はおくれておりますが、これは将来どうしてもやりたい。一つの工場としては代表的なものの一つでございますから、これは沖繩電力の移管を受けましたら、新しい沖繩として必要な電力は、これは十分確保をしまいたいということでございます。

○政府委員(本田早苗君) 四十八年度の運転開始を目途に、牧港に八万五千ワットの火力発電所を建設中でございます。それから、四十九年度の新年度からは十二万五千ワットの火力発電所を、これも建設計画を進めておりまして、四十九年度までに約二十万キロワット追加されることに相なる予定でございます。

○原田立君 あまり時間がないので、もうあとはまとめて御質問します。事務当局で答えてもらつてけっこうであります。

那覇市自体は沖繩第一の都市でありますからホテルもありますし、今後は水洗便所の利用等が多くなるであろう。そうすると、終末処理のいわゆる屎尿処理場、あるいは下水道の整備、こういう

ふうなものが完備されないと、一ぺんでくさい町になつてしまふわけがあります。今回の海洋博について、外国の人たちが来るとなると、どうしてもこの整備が必要であります。都市計画上どういふふうなものを考えて計画されているのか、これがまず一つ。

それから海上付近のいわゆる本部付近、あるいはまた名護市付近にもこういうようなホテルあるいは高級住宅、国民宿舎、一般民家等がおそらく建設されていくでございましょう。そうすると、那覇市内と同じようなやっぱ屎尿処理、あるいは下水道整備、こういうことをしなければならぬと思うんであります。開くところによると、那覇は都市計画でやつてゐるようでありますが、名護の場合にはそういう計画がないように聞いております。となると、非常にこれは大きい問題になると心配してゐるわけでありまして、海洋博開催の時期が三年後に迫つております。そこら辺とあわせてどういふふうに計画を進めていくのか、お答えいただきたいと思ひます。

○説明員(井前勝人君) 現在沖繩における下水道につきましては、公共下水道あるいは総合下水道等を実施してゐるわけでございます。現在の普及率は、まだ本土より若干おくれであるわけでございます。昭和四十六年度末の普及率は約二二%でございます。昭和四十七年度末の普及率は約二四・九%に比しますと幾らか立ちおくれが見られております。そこで、本土の第三次五カ年計画が昭和四十六年度から昭和五十年末までということで発足してございまして、この本土の整備水準まで引き上げるように沖繩の下水道も促進していきたいと、かように考えておるわけでございます。

特に、海洋博に関連いたしまして那覇市等が中心となろうかと思はれるわけでございますが、那覇市の下水道の現況を申し上げますと、現在昭和四十六年度末で下水道の普及率は約一七%になつておるわけでございます。したがって、この本土の水準に引き上げるべく那覇市をはじめ関係各市の下水道整備の措置につきましては強力に推

進していく予定でございますが、昭和五十年末まではこの普及率が約三九%になる見込みを立てておるわけでございます。

それからもう一つ、海洋博の場所に近い名護市でございますが、現在名護市では下水道事業はまだ実施されておられません。しかし、いろいろ現地の事情等を調査いたしますと、昭和四十八年度からいよいよ公共下水道事業を実施していきたいというふうな希望もございまして、この点は十分現地の状況を調査しながら、現地と打ち合わせしながら推進方については検討してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○説明員(山中和君) ただいまの下水道の整備のほうでございますが、屎尿処理施設につきましては、もちろん下水道の整備と関連するわけでございますが、現在沖繩博につきましましては、大体これが増加する人口としまして日量二万人を推定いたしまして、屎尿処理施設としては大体一日当たり二十八キロリッター、約三十キロリッターくらいの整備を必要と考えております。もちろんこれは、ただいま名護市のほうでの下水道の整備計画と関連するわけでございますが、その際に、これだけは上乗せをしなければならぬということがございます。したがって、終末処理場の規模においてこれを処理するか、あるいはもし下水道整備が先達できない場合には二十八キロリットルをただいま四十七年にも、あるいは五十年までには名護市あるいは本部町の屎尿処理施設の計画があるやに聞いておりますので、そのところへ上乗せしていくという考え方で解決したいと思ひます。

○原田立君 要するに、私指摘したいのは、厚生省のほうもそちらのほうも快適な沖繩旅行であつた、こういうふうにしなきゃいけないと思ふんです。海洋博はやっぱりだつたけれども、ホテルがめっちゃくちゃでも全然だめだつたというふうな、そういうふうな環境整備の面で悪かつたならば、いい印象を全部ぶつてしまふ。いろいろ計画もあるだろうと思ふけれども、鋭意前進

できるように進めてもらいたいと思ひます。それから、港についてでありますけれども、運輸省来ていますか。この前あなたの答えた中で、あんまり気に食わないところもいろいろあつたわけですが、資材運搬のために運天港、あるいは渡久地港を使うということでありまして、その点はどのくらいかということでも小野委員が質問したならば、二千トン級の船が入るにすると、こういうふうなことでありますけれども、将来ここは旅客用港にも使うのかどうか、それがまず一つ。そうすると、ただいま現在、鹿児島、那覇、鹿児島、東京間大島運輸で運航している船は、これが一万二千四百七十トン、それから関西汽船の船は四千九百五十トン、二千七百二十トン、琉球海運の船でも五千トン、三千五百トン、約三千トン、こういう船です。そうすると、運天港はただ二千トン級が入るといふような程度の整備では、今後のことについてはちよつとこれはまだ手の打ち方がおそいんじゃないかと心配してゐるところなんです。どうなつてゐるかというところ。

それから、現在の那覇港は米軍港として接収されて、ほとんどその利用価値がないのはあなたもよく御承知のとおり、そのために那覇新港を建設するわけでありますけれども、その港がいま申し上げたような約一万三千トン級のような船が入るようなふうな港をつくるのかどうか。それはまた五十年の海洋博に間に合うのかどうか。この前は、あなたの答えではあんまりそんなところ考へてないで間に合うかどうかかわからないだんといふふうな答弁だつた、非常に気に食わないところなんです。そこら辺ももう少しはっきりしていただきたいと思ひます。

それから、これは聞いた話でありますけれども、十三そのの船で人間及び資材をこの海洋博では運搬するわけでありますけれども、これは一体どのくらいの船で運航するのか。また東京、大阪、鹿児島三カ所から出発するのが現状でありますけれども、函館、仙台、名古屋、高知、北九

州、こういうようなところでは考えないのかどうか。あるいはまた十三そのうちにカーフェリーは入るのかどうか。いまやっぱりカー時代でありますから、当然車で行きたいだんというふうなものも出てくると思う。カーフェリーの計画等もあるのかどうか。時間がいいから五つくらいまとめて質問しましたから、あなたの答えも適切に簡潔に答えてください。

○説明員(吉村真事君) 港湾の整備の問題がござい  
ますが、私、この前ちょっと答え方が悪かったた  
わけでございますが、運天港については二千トン  
ではなくて、現在五千トンの計画を進めておるわ  
けでございます。それで、御指摘のように会場建  
設用の資材等の運搬にも使わなければなりません  
ので、この五千トンは現在すでに計画をしており  
ますものをできるだけ早く実現するようにいたし  
たいということでございます。それから、これを  
は、おそらく一部分使う必要が生じるだろうとい  
うふうに考えまして、それで、その場合にどのよ  
うな港湾をつくる必要があるかということも現在  
調査中であるということをお願いしたつもりでご  
ざいますけれども、ちょっと言い方がまずかった  
わけでございます。それで、その旅客用に使っ  
た規模が一万トン以上の船の入れるような規模  
にする必要があるかどうかということにつきまし  
ても、那覇港の利用計画との関連があるわけでご  
ざいまして、その間の関連を十分考えました上で  
計画をしてまいりたいというふうに考えておるわ  
けでございます。

それから那覇につきましては、新港を現在やつておりまして、この規模は五十年には三万トンの船が入れるような規模に整備をする計画をいたしております。そして、現在予定をいたしております工事のスピードでいきますと、ほぼ五十年には三万トン級の船が入れる施設が完成するというふうに予定をいたしております。現在すでに五千トン級の船が三隻ぐらいつける状態になっておりますし、まあ万全の準備体制を整えたいと思っております。

りますが、なお、現在つくっておりますもので間に合うかどうかということは、運天との関係もございしますので、今後検討の課題といたしまして、遺漏のないようにいたしてまいりたいと考えておるわけでございます。

それから、船の船団十三隻というのは、これはまず確定した数字ではございませんけれども、これくらいの数字になるのではないかと現在予想されておる数でございます。現在ある船を含めての話でございますから、今後つくります船につきましてはかなり大型の船が予想されるわけでございます。現在すでに船をつくり始めているものもございますが、これは七千トン、八千トンという船でございますから、今後つくります船はおそらくこの規模以上の船ではないかと考えます。

それから、その中にはカーフエリーは入るかという御質問につきましては、今後のカーフエリーというものの重要性といえますか、進歩発展を考えますと、おそらくこの中にはカーフエリーが入ることと考えております。

それから発地、こちらの本土のほうの発地は、ただ仙台等の地方は考えておりませんで、現在定期航路の中心と考えておりますのは、東京、阪神のほかに鹿児島ということを考えております。臨時船等の発地は、あるいは別の港から出る可能性もあるかと思いますが、定期船といたしましてはこの四港——阪神を二つにいたしますと、四港を考へておるわけでございます。

○原田立君　あと空港整備の問題、あるいは道路問題、あるいは交通問題等いろいろあるんですけど、時間もありませんから、また部屋のほうに来てもらっていろいろ聞きたいと思うのであります。最後に、沖縄現地では、いわゆる沖縄現地の沖縄海洋博研究会というふうなことで、琉球大学長であるとか、芥川賞作家の大城さんであるとか、そういう方々が会をつくって、いま一生懸命やっているようであります。あるいはまた地元的设计士連合会というところは、海上計画に沖縄の考えをも反映させようと自主的に構想を

練つておると、こういうふうな動きが報道されているわけでありますが、沖繩の人たちは今回の海洋博の計画そのものも、沖繩のことを心配してくれてやつてもらうのはいへんありがたいけれども、現地の声を吸い上げるんじやなくて、押しつけになるとか、あるいはあまり取り上げてくれないとか、こういうふうなことの心配をしている声というのが非常にあるようです。そこで、私はいくつか、こういうふうな会が地元でできたんですから、地元の声を十分吸い上げていってあげるべきだ、こういうふうに思いますが、基本的にいかがですか。

○国務大臣(田中角榮君) 沖繩発展の将来に資したいというのがこの博覧会の趣旨でもございますから、沖繩の声を反映させなければならぬ、このことはもちろんでございます。そのためにこそ大浜先生をわざわざして、会長にぜひなつてくだされいと、私は沖繩の声を反映させるためにあなたになつてもらいたいんだと、こういうことで私自身がお願ひしてなつていただいたということでございますし、また人選等につきましても、大浜先生の御意見も十分聞いておりますので、これがまた官制の博覧会であるということになれば、こういうことをやるもののメリットは半減すると思ひますから、これはやはり沖繩の特殊性、地元の方の意見が十分反映されるようにということに努力をいたします。

○藤井恒男君 私は今度の海洋博について、沖縄の本土復帰を記念して行なわれる事業として大いに賛成するものでございます。そういった意味におきまして、今度のこの法案については賛成いたします。そういう前提に立って二、三御質問申し上げます。

まず目的について、いままでのいろいろな説明によりますと、大要三つの目的があるように説明を受けております。一つは、本土と沖縄の一体化をこの海洋博を通じてはかるべきである、そのために海洋博を通じて本土と沖縄の人的交流をこの際増大させたい、これが一つであろうと思う。

二番目は、沖繩経済社会開発の促進、沖縄県民の福祉の向上に資するために、この海洋博を通じて関連公共施設の整備をはかりたい、そのために本部に持つていった経緯も大臣の御説明のとおりだと思ふのです。同時にまた、せっかく行なわれる海洋博であり、膨大な公共投資を行なうのであるから、その施設のあと利用の万全を期したい、こういうこと。

三つ目は、世界の海洋開発技術の国際的交流の促進と海洋の平和利用の増進に寄与しつつ、わが国の海洋開発の振興をはかる、こういうふうにいわれておるわけでございますが、大阪万博と異なつて政府がイニシアチブをとつて行なう海洋博でございますので、この三つの目的からいしましても膨大なんで、政府としてはこの中でどれにポイントを置こうとしておるのか、何に最重点施策を持ち込もうとしておるのか、それをお聞きしたいと思うのです。これがまず第一点でございます。と申しますのは、私の申し上げたいことは、この海洋博を行なつて沖繩の県民にとつて何が最プラスになるか、海洋博が終わつたあと何が一番プラスになるかというふうにせしめようとしてゐるのか、このことをお聞きしたい。

○国務大臣(田中角榮君) まあ何がといつても、大体全部プラスになるようにしたいと思うのです。これはまあ三年間でやろうということでもつて、沖繩を縦貫する道路の整備はどうしてもやらなければなりません。それだけでない、港や空港の整備も行なわなければならぬ。非常に大きな人が動きますので、沖繩自体といたしましたら、沖繩のまず八〇年代に動くような規模の人が一挙に動くわけでありますから、そういう社会環境の整備ということができるわけであります。

それからもう一つはあと地の利用。あと地というよりも、建物の利用とか、そういうものを沖繩の開発のために役立たせるといふことがございまして。

もう一つは、沖繩が返還後、二十五年を埋めて、沖縄の県民所得を増大せしむるというようにな

ことを一体——本土のそのままというわけにはま  
いりません、沖縄の特殊性がありますから。そう  
いう意味で海洋科学や海洋工学、また海洋開発と  
いうものをここにひとつ集約的に展開をしよう。  
特にエカフェの調査等で南シナ海、あそこは沖繩  
大陸だ、尖閣列島、こういうところに非常に膨  
大な石油資源等もあるというふうなことも、もう  
すでに明らかになっておるわけです。まあ沖繩を  
中心にした海洋開発というものが脚光を浴びるに  
ちようどかっような時期を迎えておるわけであり  
ますから、そういう意味で私は、世界的な衆知が  
沖繩海洋博に集められるということは、沖繩のこ  
れからの発展というのに対しては相当重大なも  
のである、こう考えておりました、何がというこ  
とではなくて、やることはすべて、公共投資もあ  
と地の利用も、特に目標として、参加出展国の内  
容を整備することによって、沖繩というものが将  
来どうすればいいのかという一つの方向もきまる  
わけでありまして、意義は非常に大きい、こう考  
えております。

○藤井恒男君 私のもの考え方だけれども、二  
十五年間隔離されて、しかも、基地経済にたよっ  
た沖繩に三年間かけて膨大な金をつぎ込むとはい  
え、海洋博をやること、そのことだけによって沖  
繩が本土並みに復興するということは全然考えら  
れない。かりに沖繩開発計画を強力に促進したと  
しても、日本それ自体も大いに国民が努力した二  
十五年かかってこれだけの繁栄を来したわけな  
んで、しかも、あの辺境の地でそれをやろうと思  
えば十年ぐらいのロングランで考えなきゃならな  
いと思うわけです。だから、沖繩は復帰した、め  
でた、したがって海洋博をやる、それで沖繩は  
なれりというふうなことは、私はきわめてあまい  
と思うんです。大臣もそういうふうにお考えじゃ  
ないと思うんです。そういう意味から、長期的な展  
望に立ってその一つの里塚として沖繩海洋博とい  
うものを位置づけるといことが、私は必要だろ  
うというふうに思うわけです。そういうふうと思  
えばこそ海洋博というものを単なるお祭りにして

はいけない、だからポイントをしぼれというふう  
に私は思うんです。そういう意味において、いま  
大臣がお考えになる範囲において、沖繩でもろも  
ろのものが不足し、必要だろと思うが、何が最  
も沖繩県民の民生安定のために必要とお考えか、  
そのことをお聞かせいたしたい。沖繩県民の福  
祉を増進する、民生を安定させるために何が最も  
緊要問題か。

○國務大臣(田中角栄君) 具体的には、社会環境  
も整備されておらないし、工業化を行なおうとし  
ても社会資本が不足しておりますし、いろんな  
問題があります。電力もそうだし、機械も水も  
そうですが、いろんなことがありますが、結局は  
沖繩というのに対していろんなことがいわれて  
おりますが、沖繩の一次産業比率というのは非常  
に高いわけです。農漁民、それから林業、といっ  
ても農業だけですが、非常に高いわけです。非常  
に高いけれども、県民総生産は非常に低い。だか  
らひとつ、たくさん人間で収入は幾ばくも得て  
いないということになると、やっぱり二次産業比  
率を上げる以外にはないと思うんです。二次  
産業比率を上げれば、三次産業比率は付随的に  
これは歴史の示すとおり増大してまいりますか  
ら、そういうふうにしていく以外にない。そうす  
ると、本土の二十五年たどってきた同じものをや  
るのかというんですが、それは水がない、いろん  
な地形、地勢上の制約もございますから、そうは  
いかなんんです。ですからそういう意味では、本  
土というふうなことではなく、公害の伴わないと  
いう事業が考えられる。ですからいまあなたも御  
存じのとおり、沖繩には本土のいろんな繊維工場  
が、いろんなきれいな工場がいております。そ  
れは本土並みではなくて相対的な低賃金を目的に  
して進出しているわけであるが、極端に目くら  
金を立てることはない。いまの沖繩の賃金と本土賃  
金との格差は、ある時期までに徐々に埋められ  
て、極端にいま本土と同じ賃金にするというこ  
とは、これは不可能なことだと私は思うんです。そ  
ういう意味で沖繩復帰というものが、沖繩の労働

力は全部本土へ移ってしまうのでは、これは沖繩  
の総生産の拡大にはなりませんし、沖繩の県民所  
得の拡大にはならない。そういう意味で、沖繩の  
二次産業比率を、一次産業から二次産業へ、三次  
産業へと人口を移動せしめる。しかし、それは沖  
繩に定着させるものでなければならぬ。それ  
に必要な沖繩開発が行なわれ、その一つのデー  
マは海洋開発だ、こういうふうな判断をして沖繩  
海洋博とのつながりをつけておるわけだ、ござい  
ますから、私は、沖繩が沖繩としての特性を生か  
しながら、豊富な労働力を使いながら二次産業比  
率、三次産業比率を高めて県民所得の増大をは  
かっていくことが——今度の沖繩海洋博で港と  
か、離島はあの上までのいいのだという人もあり  
ますが、沖繩のあのおイモなどをつくっておる離島  
の農民というものが一次産業でいいなどとは私は  
考えておらない。そういう意味で離島との交通を  
確保してやるとか、港灣の整備、それからフェ  
リーボートの就航とか、小型の飛行場の整備だ  
と、そういういろいろな問題がこの沖繩海洋博に  
よって整備をされますので、沖繩海洋博をやるこ  
とによって沖繩の近代化、沖繩の工業化、沖繩の  
新しい開発というものは急速に進むのだ、これが  
やはりこの海洋博覧会のメリットだというふうに  
考えるべきだと思います。

○藤井恒男君 沖繩について多くの人が沖繩を訪  
問し、現地を見た上でもろもろのことを言ってお  
るわけだけれども、どれとどれの確に沖繩の未来  
図というものをさし示したものはないわけです。  
図という中でもとかく海洋博をやってみよう  
じゃないかというところが打ちまけたところだと  
私は思うので、これはやはり腰据えてやらぬと、  
観光開発といったところで、はたして沖繩が観光  
開発に適するものか、これも非常に疑問のところ  
もあるし、よこれを伴わない第二次産業といっ  
ても、あいつた地理的条件、あるいは湿度の多い  
という特殊環境の中で第二次精密機械をあそこ  
に持ち込めるかどうかということもたいへん問題に

なるところだと思ふ。そういう意味で私は、こう  
いう海洋博があそこで行なわれるというこでい  
ま以上沖繩に多くの人がおもむくわけですから、  
もっと長期プランを立ててさし示す必要があるの  
ではなからうか。そうして沖繩海洋博を行なうこ  
と、このことを私はお願いしたいと思うのです。  
それからいま一つ、先日私、中国に参つて香港  
に寄つたわけですが、香港に行きますと、かなり  
の頻度でわが国の香港総領事館に対してデモが行  
なわれている。デモの内容は何かというと、尖閣  
列島に関する問題で、尖閣列島は中国古来の領土  
である、したがって、これを日本が沖繩返還とい  
う意味のデモが行なわれている。先ほど大臣のお  
話の中で、海洋博の一つのテーマとして海洋開  
発、それには海洋資源、しかもあの近辺にある尖  
閣列島、ここには豊富な石油の埋蔵量があるとい  
うことをお話になったわけだけれども、このま  
いまま、中国のいまのそのような状態から推  
察すると、尖閣列島、そこに豊富な埋蔵量があ  
る、その開発の手を伸ばす、しかも、それが戦争  
につながるというふうな解釈にならぬとも限らな  
いわけなんです。われわれの真意は先ほど申した  
ように三つの目的で、あくまでも平和裏にこれを  
やろうとしておるわけなんだけれども、その意図  
するところが通することなく逆な方向に流れてい  
くとすれば、わが国と中国との国交回復というこ  
とを当面の大きな政治目標としてやらなければな  
らないときにあたつて、非常に逆の効果を招く懸  
念もある。そういう意味から私は、これを先ほど  
小野委員から質問があつたわけだけれども、あく  
までもわれわれ平和に徹するものであると同時に  
に、近隣諸国でもあるし、現在国交回復していな  
いけれども、どうぞ沖繩の海洋博に来て下さい、  
出張しなくてもどうぞ参観してくださいというお  
おらかな気持ちでの近隣諸国への呼びかけが必要  
であらうというふうに思うわけです。先ほど大臣  
から抽象的な表現での答えがあつたわけだけれ  
ども、もう一度その辺についていまのような現状

にあるということを踏まえて、はっきりした御答  
弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君) 御発言の趣旨はよく理解できるんですが、これは日本が日本だけでやる博覧会ではない、国際条約に基づく博覧会である、こういうことでありまして、日本の考え方だけではどうにもならないです。どうにもならないですが、ですから外交ルートを通じて、現に国交のある国としかやりませんと、公式なお答えはそうでございますと、そこでピリオドを打てるわけです。しかし、御指摘の事情もお互いによくわかりますから、まだ三年もあることであります。

から、あと三年間といつても、出展をするかどうかといふことになれば、それは一年か一年半の間にはめどをつけなきゃならぬ話でございますかから、そういう問題に対しては、これは私先ほど申し上げたように、国際的なものでもオリンピッククレーン・札幌のオリンピックにはちゃんと未承認国も、外交のない国も来ておるじやありませんかと、いふ素朴な国民の声もありますので、そういうこ

とに對してはいろいろ國策機關の御意見も聞いてみたいと思いますと、そこらで御了承いただきなきたいと思います。これはやはり國策條約に基づく一つの万博でございますから、そういう意味では、やはり正規に申し上げると以上のとおり。しかし、お互いに言うこともよくわかりますから、遠慮といふ道があれば、それはやりたいことです。女

あとという気持ちはよく理解できますし、よくひとつお話を聞いたり相談してみましようということ、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○藤井恒男君　これ私、不勉強で申しわけないんだけれども、確かに海洋博は国際条約に基づくものであります。BIEへ登録を完了すれば、そのあと一々参加国についてBIEに対して承認を求めるといふ必要はない。招請にあたっては、主權国が外交ルートを通じて相手国に招請することができるといふことだと私は判断しておる。だから、いまだ大臣のお答えは多少窮屈だと思ふ。

だからおおらかにやればいいんであって……。  
 の辺のところをひとつどうですか。

○國務大臣(田中角榮君) 外交ルートを通じてということになっておりますので、外交関係がないとできませんと、こういうことが政府側の答弁でございいます。ございいますが、これはまあ外交ルートといっても電話もありますし、いろんなことがあるんですから、だからこういう四角ばつたことに一休局限されるのか、制約されるのか、そういう問題、まだいま御答弁を申し上げた以外の答弁がどこまでできるのか、さだかに詰めておりませんから、これは検討いたします。

○藤井恒男君 この点 いままで私の判断の範疇では、大臣のお考えはちよつと窮屈な感じがいたします。これはもう一べん検討してもらいたい。外交ルートというのはいまおっしゃる通りに、民間外交だつて野党外交だつていろいろあるんですから、だからこれはもつとおおらかにやれるものなんだと私は解釈している。いろいろ検討したものを、お示しいただきたいと思ひます。

それから次に移りますが、海洋博のテーマが決定いたしました「海——その望ましい未来」というのが印刷物でわれわれにも配付されております。これを読んでみたわけですが、まあ書いてあることは読んでみればわかるものの、テーマは外国を招請するときには最も重要なものになるので、これは多少抽象的過ぎるし、ばくとしたような印象で、これだけでは一般国民に対して今度の海洋博

開催をうたい込んでおると私は思えない。きわめて抽象的なテーマの決定の経緯と、このテーマについての概要をひとつここで御説明願いたいとい

うように思うわけです。

○政府委員(本田早苗君) テーマの決定の経緯につきましても、参加国、多数参加していただくわけにして、いろいろの出展計画をやっていたかどうかですが、その出展にあたりまして、統一の考えの方に基づいて出展をし、博覧会全体を一つの基本的な理念で表明するというために、テーマを策定するというに相なっておるわけでございます。

で、テーマ委員会で茅先生が委員長で、和達先生が副委員長で数回やっていただきました。四月十

日にきまつたわけでございます。いま御指摘のよう  
うに、抽象的な表現で、これでは今後の出展につ  
いて何を出展するかについての内容の考え方が不  
明確なのではないかというのを御指摘受けてお  
ります。登録申請にあたりましては、別途分類  
表というものを出すことに相なっております。そ  
の分類表はこのテーマに基づきまして、たとえば  
海の生成、活動及びその包蔵する豊かなものと  
いうことで、たとえば海洋の生成、海洋の資源、  
海洋の科学、それから海洋の化学。それから第

点としては、海洋と経済活動ということで、海洋と産業、海洋において働く人々の生活、海洋環境の保全というふうな個々の内容をあげまして、この項目に該当するもので出展を願いたいということとを、分類表というものを示すわけでございまして、その分類表を作成するにあたりましては、この抽象的な考え方を背景にしまして、いま申し上げましたような個々の項目に分けた内容を明らかに

にした分類表を各国に送りまして、その分類表に該当する項目で出展計画を考えてもらう、こういうふうに相なっております。

○藤井恒男君 分類表はいつでもできるのですか。

○政府委員(本田早苗君) 最終的に詰めておりますが、登録申請を行なう際には、これを添えて出すことに相なっておりますので、登録申請までの二週間の間に最終的に詰める。いま申し

上げたものは案でございます。  
○藤井恒男君 分類表に基づいて外国を招請するわけだけでも、分類表それ自体がここに、二週

間で登録しなければならぬ。したがって、もちろんその素案はできておると思うが、たとえ、わが国の場合の政府出展が一番ポイントになるわけだ。そういう意味で、政府出展としての具体的なものをどういうふうに考えておるか。私は、このテーマの中にも大体三つぐらいの項目がうかがえるんだけど、もっとわが国が出展する場合に、ポイントをしぼるべきじゃないだろうか。たと

えて言うならば、海水の浸水係数といふのも一つの大きな問題でありましようし、あるいは立ちおく

れておとどろきの港才技術の確立の問題も、もし  
しょうし、あるいはたん白の養殖なども、これは  
また急な問題であろうと思う。そういう場合には  
ですとね、とにかく出展するということについて  
もつとポイントをしぼるべきだし、その辺の考ええ  
方が現在まとまっておれば、構想でもけっこうで  
すからお聞かせを願いたいと思う。

○政府委員(本田早苗君) 現在まだ政府出展につ  
いての最終の詰めを行なっておりませんが、陸  
上、海上に政府館を建設する。その際には、御指  
商のつりなりのことを考えねばならぬと考へており

指摘のよいものもあれば、おもしろくないものもあると思いますが、そのほかには海浜の亜熱帯公園、海中公園、あるいは魚類の展示場等を候補にあげて、最終にしばってまいりたいと思っておりますが、御指摘のような点をわれわれとしても考えておりまして、今回の海洋博覧会の出展国としての、しかも、中核的展示物が政府出展といふことに相なるものと存じますので、十分その点は、あいまいなもの

ではなくて、しほった問題意識を持って展示のサ  
イントをきめたいというふうに存じております。

○藤井恒男君 この海洋博は万博と異なつて、出  
なる物品を展示して人を集めてそれを見せる、海  
しむというのとちよつと趣が違ふと思ふんです。  
海洋博の場合は。だから、たとへば亜熱帯に産す  
る魚分類を展示して、こういうものが生息してい  
ますよというのであれば、これはもうあえてことと

をやらなくたって、いま宮崎にでもちやんとした水族館でもあればできるわけなんです。だから、政府出展というものはそこでやはり相当意欲的

掘り下げが必要だと思つてですよ。そういふ意  
で私は先ほど申したように、たとえば、潜水技  
の問題をこの際海洋博を契機に長期的に掘り下  
るのも、あるいは淡水化の問題しかり、養殖の問  
題しかり、そういった点にポイントをしぼるべ  
きだとは思うんです。いまのお話ですと、あた  
も万博のごとく展示して見せる、あるいは見て  
しむというふうな印象にとれるのですけれども

そうならば趣が、あるいは多くの人の期待とやや異なると思いますので、もう少しお考えを聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(本田早苗君) 展示物の規模、内容等についてはさらに検討することを考えておりますけれども、たとえば陸上政府展示館におきましては、海洋に関連する自然、歴史、文化、あるいは御指摘のような科学技術水準を示すための実物、あるいは模型等によりまして原理的に展示することも考えますが、これによりまして自後、これを博物館あるいは研究施設に活用するということがいたしたいと思ひます。また淡水化装置につきましては、展示と同時に観客用の飲料水の供給源として活用してまいる施設にしたいということで検討をいたしておるわけでございます。海上展示物につきましては、海中の作業用の機械あるいは資源開発機械、調査機械等につきまして、実物あるいはモデル等によりましてこれを展示すると同時に、実際の活動状況を見せると同時に、その成果を確認できるようにいたしてまいりたい。

なお、これを自後の研究施設に活用できるというようにいたしたいと考えております。それから海中公園ということも考えておりますが、これには展望施設と同時に、海中牧場として新しい養殖水産業の一つの新しい方式を開発できるようなことを検討しておるわけでございまして、御指摘のようにしほって、かつ今後の飛躍のための跳躍台にいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○藤井恒男君 いまの段階でお聞きするのが無理なのかともわかりませんが、できたら、もう少し科学技術という面を掘り下げる立場から政府出展というものをひとつ考えていただきたいというふうに思ひます。

時間がありませんから先に移りますが、その次に物価対策の問題ですが、私も住居が大阪にございますので、大阪万博のときにたいへん苦い経験をしておるわけです。大ぜいのお客さんに来てもらうのはけっこうだけれども、そこに住んでおる

者はまさに万博公害というふうなものを受けたかぬない状況でございます。まして今回、小さな沖繩に、延べではあります四百万人ほどの人が出入りするということになれば、この物価騰貴ということは当然考えなければならぬわけなんです。幸い大阪万博の経験をわれわれ持っているわけですから、まあ抜かりなくおやりになるうとは思ひけれども、この物価対策について現在持つておられる構想があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(本田早苗君) 御指摘のように大阪万博の際には、青果物、畜産物、水産物につきましては物価の騰貴が見られ、対策を講じたわけでございますが、現在沖繩博覧会とからみまして、農林省のほうですでに検討を進めておられますが、それに對する対策として考慮されております点は、野菜の生産供給につきましては、集団団地の育成整備を緊急に考える、魚介の生産供給の確保のために漁港の整備が必要である、それから青果物、魚介類の流通施設としての市場施設の整備がこの際必要である、また流通貯蔵施設のために冷蔵冷蔵施設の重点的な整備をはかる、また青果物、食肉、魚介類につきましては、近接いたしております九州の生産増大対策を行ないまして、九州からの移入をはかることとし、冷蔵コンテナ船の配置を考慮する必要がある、さらに、その他の生鮮食料品につきましては移入を考へる必要があるというふうなことで、大阪の先例にならぬように、沖繩海洋博にあたりましては、特に生鮮食料品関係を中心として、物価の値上りを来たさないような対策をあらかじめ措置しておきたいというふうな準備を進めておる次第でございます。

○藤井恒男君 大阪の万博のときには、まあ博覧会担当大臣というのが選任された、あるいは次官クラスによる推進本部あるいは関係閣僚協議会というものが設置されて、物価対策のための対策委員会というもので設置した経緯があるわけなんです。今度の沖繩の場合には、大阪以上に私は物価問題に大きなしわ寄せがくると思ひし、いまおっしゃったように広範な施設等をつくる予定を

しておられるわけだけれども、やはり政府が今度は柱になってやろうとするからには、大阪万博の轍をふまないためにも、いま申したいように何らかの機構を設置する必要があるんじゃないか、物価のためのですね。これは単に沖繩県民だけの問題じゃなくて、隣接する鹿児島、宮崎等にも波及する問題ですから、そういう面でも対策委員会の設置あるいはそのためのセンター的なものの設置等についてお考えがあるかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(本田早苗君) すでに十二月から各省連絡会というものを設けまして、その対策につきましては各省の連携をとりつつあるわけでございまして、登録申請も五月の下旬というふうに控えておりますので、さらにこれらの連絡の体制につきましては整備する必要もあるかと存じて、その点についてはさらに検討することにしたところでありますが、準備の段階といたしましては、各省連絡をしばしば開催いたしまして、大阪の万博の先例も考へ、対策の検討を逐次進めておる次第でございます。

○藤井恒男君 この問題について、せんだつての衆議院の商工委員会と同じような問題が取り上げられて、大臣のほうから、必要があれば何か具体的に物価対策のための対策委員会あるいはセンタリー的なものを設置してもよろしいと、考へてみましようという意味の発言があったように聞いておるわけであるが、それでよろしいでしょうか。

○国務大臣(田中角榮君) まあこれだけの人が入るのでございますから、生鮮食料品その他物価問題に対しては重大な関心を持ち、遺憾ないよう配慮をしなければならぬことは当然でございます。ただ市場との関係もございまして、市場の拡充をどうするか。まあ沖繩県の意向、沖繩の住民の意向というものもありますので、またいまの施設や権利もありますから、そういうものとも十分意思の疏通をはかりながら、万全な対策をとるにはどうするかというのを検討していくべきだと思ひます。たとえば肉の問題とか、タマネギの問題とか、いろいろありますが、こういうものをやはり沖繩に對しては相当程度の備蓄をしながら、これは特別輸入割り当てを行なって備蓄をしながら、地元業者との間に十分な連絡をとらないと紛争が起きますし、いろいろなトラブルが起きますと思ひますので、この問題は——沖繩というのは輸送手段もいろいろの問題において困難な特殊な事情がありますので、これは遺憾なきを期してまいりたいということでもひとつ御理解をいただきたいと思います。

○藤井恒男君 次に、資金の調達計画に關してですが、財界からの寄付を二、三十億つものということを先日の商工委員会のお答えがあったわけなんです。これは財界の企業の出展とは別の問題なんです、どのような形でどういふ呼びかけで寄付をつのめるのか、その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(本田早苗君) 御指摘のように、企業の参加以外の協会の負担する資金につきましては、財界に資金的に協力していただく、こういう趣旨でございます。これにつきましては、財界の経団連その他の有力なる団体の方々に理事になっていただくことでございまして、協会の方針をよく理事を通じて御理解いただきまして、資金計画等につきましても、固まつた際に理事会を通じて、理事である方々の御理解を受けた上で各業界に協力を願ひえるように取り計ていただく、こういう段取りで考えております。

○藤井恒男君 大阪万博のときは、まあ当初予定したよりも倍の入場者があったというふうなことから、かなりもうけたわけなんです。今度この沖繩海洋博の場合には、政府が金出して——地元には負担能力がないわけだから——やらなきゃならぬ。しかも、金がたくさん要するということはよくわかるんだけれども、財界から寄付をつのめる、しかも理事になつても、まあ理事になつたから、おまえのところ趣旨よくわかるから何ぶん応分のものをというやり方がいいのかどうか。企

業出展するところが、その出展という形においてある程度の助成をするという事は、これはわかるわけけれども、出展以外の財界から寄付をつのつていくということについてもうひとつ釈然としないうけなんです。その辺のところをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(本田早苗君) お答えいたします。

実は、この海洋博覧会を開催する段取りになる際に、日琉の合同懇談会が財界で持たれておりまして、特にこれは商工会議所を中心とされたわけですから、その際に、財界としても大いに協力するから、沖縄としてもこの際海洋博覧会の開催という事を考えて、そして政府に、条約上の博覧会の開催というほうに持ち込んでどうかというふうな、いろいろお話し合いがあったようでございますが、その際に、財界としても博覧会については大いに協力しようという背景がごく当初からありまして、財界としてもその博覧会については資金的にも協力するという前提で実は博覧会開催へ進んでまいっておるという事情もありまして、いま申し上げましたような段取りで、財界としても協力するという姿勢にあるわけでございます。

○藤井恒男君 いずれ、これは目的の中にもあるように、沖縄海洋博覧会が終れば、あと地のあと利用ということが大きな課題になってくるわけなんです。それが沖縄県民の福祉につながるというところなんです。万博の場合も、終わったあと記念協会というのが現にできておる。記念協会の基金というのは現在百五十五億あるわけなんです。これは何かといえば、平たくいえばもうけです。もうけなんです。で、万博それ自体、確かに財界の寄付もあったでしょうけれども、政府からの多額の援助もあるし、地元の地方自治体からの三分の一ほどの助成もあったし、多くの国民の入場料というものもあるわけなんです。これは言ってみれば国民全部の財産ですね。したがって、この万博記念協会がこのたび四十六年度についての沖縄海洋博覧会に調達する資金は全部で、出損金を含めて

千二百五十万円、こういうまあわずかな金、百五十五億の現在金を握っておるわけけれども千二百五十万円、これでは私は話にならぬ。むしろ、この沖縄海洋博覧会というものが沖縄県民とそうして広く日本国民の喜びと将来に資するためということであれば、一部の財界からの寄付ということにたよるよりも、この記念協会から思い切つて金を出さすというほうが私は正しいと思います。そうすることがあと利用の問題についても、いたずらなひもをつけることなく、沖縄県民の私は財産として沖縄福祉の増進にあつて利用されるというふうに思ふんだけれども、大臣、この辺りのようなものかですね。

○国務大臣(田中角栄君) 一つの考え方ではございますが、強制すべき考え方でもないんです。これはやはり非常に大阪でやる場合には困難な問題でございます。われわれもまあ非常にたいへんなことだと思つたんですが、非常にうまくいったわけなんです。六千万人も人が入るといふことで、思はずうまいいったわけなんです。しかし、あれをやるにはそれなりの相当無理な割り当ても事実したわけでございます。で、まあ産業界でもこれはひどいじゃないかといふことを言われたときもございまして。われわれ自身もいろいろなことを要請してまいりましたから、それだけのものが思わざる結果として出ましたので、これは、じゃ無理をしたところに割り戻ししなければいけぬのかと、こういう一まあやるつもりもなかったんですが、そういうことは一応の話題にはなりませんが、しかし、こんなに結果がよかったんだから、社会的にこれを何らかの別なひとつ用途に役立たすことがよろしいんだというところで、あと地の問題、国際大学とか、いろいろの問題も計画しております。そういう問題と、あと地を持っておりますから、そういうこととあわせてしかるべき結論が出るわけでございます。その過程に沖縄海洋博覧会が出てきたのであります。沖縄海洋博覧会に困難な資金事情にございまして、やはり参加をしてもらうことは事実でございますが、どうもこの百数十億の

金を全部出してやつてしまふということにはなかなかむずかしい問題がございまして。ですから、沖縄は沖縄として政府は公共負担とか補助金のほうを見ましよう、なるべく沖縄に地元負担をかけないよう、本土全体の産業が沖縄というものに對して協力をしてもらつて、こういうことでございまして、いま御指摘になられた大阪万博のあとでございまして、剰余金の問題等に対しても、お互いがそういうことを検討したわけですね。われわれもそれな一番いいというところを考えたわけですが、なかなかこれを直接結びつけるというわけにもまいりませんので、この過程においていろいろ理解を求めるといふことでこの問題には対処したい、こう思ひます。

○藤井恒男君 私は、まあ沖縄の海洋博覧會對して万博の基金の百五十五億を吐き出してしまふというところを一つも言つておるわけじゃないんです。千二百五十万円といふのはあまりにもこれは些少じゃないか、あつた地を利用するために基金は必要だろけれども、むしろ私は、財界は企業出展という形で自分の目に見えない援助という形をとらざるを得ないわけなんです。それ以外に二、三十億の寄付を取るといふことよりは、その寄付を取る分はひとつ万博の中からでも助ければ、そういつた不明朗な形をとらなくても、みんながせいせいと参加できるじゃないかといふことを申し上げておるので、できるだけその趣旨に沿うように、ひとつ記念協会のほうからもっと出せといふことを強く大臣からも主張していただきたいし、そうすることを国民は一つもそっぽを向いたりせず、当然拍手をもって迎えることであらうというふうに私は思ふわけなんです。

それから企業出展の場合に、これは五十億から七十億の規模になるようですが、大阪万博のときには出展準備金制度というのを設けたわけですね。今度も当然その種のものを設けると思ふんだけれども、これをやっぱりやるなら早期にやるべきじゃなかつたらと思うんだけれども、どうですか。

○政府委員(本田早苗君) この五月に登録申請を一応する予定でありますが、登録申請をしたあとでいよいよ計画を固めて、そして企業出展をお願いするということになりますので、四十八年度からは確実にできると思ひます。四十八年度税制におきましては配慮をしようというところで、われわれとしては税制当局のほうにもあらかじめ話を出してある次第でございます。

○藤井恒男君 もう時間が参りましたので、あと最後一つにしたいと思ひます。

海洋博覧会を目前に、本土の大企業が沖縄の土地の買い占めをはかつておるといふことを仄聞するわけなんです。これは単に本部の問題じゃなくつて、本部のほうでは町民と話し合つて念書をつくつて、協力します。適正価格で明け渡しするといふようなことでございまして、海洋博覧会というふうなことになる本部地区だけじゃなくて、やはり全体に波及する問題です。そのための土地の買い占めということがあると、これは純朴な沖縄県民に対して土足で乱入するやうなことではない、へん申しわけないことだと思ふ。現状はどういうものなのか。もしそういうことがあれば、これを防止する手だてといふものがなくちゃならないし、そういつたことについてどのようにお考えになつておるか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(田中角栄君) 本部の地域は住民及び県当局と非常に連絡がうまくいつておつて、買いあさりはないやうになっておつて、これは望ましい姿になつておるといふことでございまして。一部うきになつておるやうな、本土業者が行つて買ひあさつておるやうな、本土業者が承知しております。承知しておりますが、うきさほど実態はつかんでおらないんです。これはどういふことかといふと、制度上琉球に現に居住する者でなければ土地を取得することはできないといふことになつておるから、これは相対的にやつておるやうな、これは暮夜ひそかにやつておるやうな、たもつた中でやつて

あの大阪万国博のときには、外国の招請につきまして昭和四十一年八月十二日の閣議決定をして

場に立ちまして、これらの社会主義国を除外せず、招請すべきであると思いますが、どうでござ

うでございますが、もう一ぺん伺っておきたいと思います。

ようにはつきりと申し上げられないほどとめんとする問題でございます。ですから、まだ三年もある

ことでございますから、いろいろな国際情勢の推移もございまして、まあそういうことでひとつこれは、いまだつちをやめてどっちをとる、そんなことが答えられるようであれば、これは非常に簡単なのでございますが、これは特に日本は隣でございまして、隣というよりも沖縄はもつと隣になるわけなんです。だから非常にむずかしい問題もあるようです、政府は、しかし、問題があつても、解決しなければならぬときには解決するのでございまして、いま直ちにこれを右か左か返事をなさないと、こう言つても、そんな状態にないということもよくおわかりのほうでございまして、時間もないことでありますので、どうぞお次の質疑に進めたいと思つております。

○須藤五郎君 これはほかの人だったら聞かないのですが、次期総理をもつて目ざされてゐるあなたならば、この際、そういうことは明らかにしていかなければだめだと私は思うのですよ。そこで私は重ねて聞いておるのですが、あなた、しかもつづらをしていらつしやるから、これ以上私は追及はやめますが、しかし、その点はよく腹におさめていつていただきたいと思つております。

まあ、いろいろな問題につきましてほかの人たちがたくさん質問しましたから、私は少し文化的な行事の開催につきまして質問したいと思つてゐますが、大阪万博のときには世界各国から多くの文化使節がやつてきて、音楽やバレエその他多様な行事が催されました。海洋博につきましても文化的な行事は行なわれるのかどうか。どのような計画があるのか。また、入場税につきましても大阪万国博と同様の措置をとるのかどうかという点を聞いておきたい。

○国務大臣(田中角榮君) 沖縄海洋博覧会におきましても展示、催しもの等は、これは当然行なうということになると思つております。特に、沖縄というものは大陸文化との中継地でございますし、また、これは日本本島にも持たないいろいろなものを持つておりますし、そういう意味では古代からの民族文化の交流の接点でもある。これは非常にいいものが残つておりますので、そういうものをこの機会に催し、国際的に見てもらう。沖縄といふものはいかにかなり高いところであるかといふところを見てもらうのが、一つの沖縄海洋博の目的でもありますから、当然そういうことを考えたならば、それをやれば免税措置その他とられることは当然のことである。いまの段階では、これはもう沖縄という博覧会に対して、大阪以上にそういうものを考えられるべきものだ、こう考えております。

○須藤五郎君 私も沖縄に二度ほど行きました。やはり生活程度からいいますと、本土とはだいぶ差があるように思ふのです。そこで、文化行事をやるといふ場合には、まあこの間の万国博でも入場税は取りませんでした。税金は免除されておりました。だから今度は、特に沖縄の海洋博におきましても、そういう催しものから入場税を取らないということが私は絶対必要なことだと思つております。取るか取らぬか簡単に答えてください、時間がなから。

○説明員(渡辺喜一君) 万国博につきましては先生御指摘のとおり、特別に立法をいたしまして、中の催しものについては入場税は取らない。これはいろいろな条件がございましてたけれども、そういう条件に合致するものについては入場税は取らないという措置を講じたわけでございまして。今度の海洋博については、まだどういふ催しものがあるのか、その辺が具体的にいつつきりしておりませんので、いまの段階で直ちに入場税を取るとか取らないとか、はつきりしたことをお答えするわけにはまいらないわけでございまして、もちろん、この海洋博の趣旨が国際条約に基づく博覧会といふことで、万国博と同じものでございまして、催しもの等の具体化に伴ひまして、積極的に考えていきたいと思つております。

○須藤五郎君 じゃ、大阪の万国博と同じように扱つていくというふうに理解していいですね。いいならいい、はつきり一言でいいです。

○説明員(渡辺喜一君) 催しもの等が万国博と同じような性格のものである限りにおきましては、万国博と同様に考えていきたいと思つております。

○須藤五郎君 私は、この海洋博の機会に文化的行事の一つとして、沖縄のすぐれた歌や踊りを盛り込んだプログラムを積極的に考えていくべきだと思つてゐるのです。これは、沖縄の伝統的な歌や踊りを保存発展させるためにも、また沖縄をたずねてくる人々の理解を増し、深めるためにも、私は大きな役立ちをすると思つております。また、文化的な行事を行なういわゆる劇場ですね、ホール、これも小屋がけではなく、粗末なものではなく、りっぱな建物を私は建設する必要があります。これは、少したとえ話はおかしなことですが、私は、かつてドイツに参りましたとき、第一次欧州大戦の結果フランス領に編入されておつたドルトムントという都市、西のですね、それがヒトラー時代に本土に、ドイツに帰ってきたわけですが、人民投票によりまして、そのときヒトラーが、その地方の人たちが祖国に対する忠誠を失つていなくなつたといふことをうたつて、ドルトムントにりっぱなオペラ劇場を建てたんです。この沖縄とは違ひますよ、私は何もそういうことを一緒に考えておるわけじゃないんです、したがつて、今度沖縄が返つてきた場合、長い期間沖縄県民にかけた御苦労に報いるという立場に立ちまして、沖縄の中心都市である那覇市に国費をもつて私は、りっぱな劇場を建てようと思つてゐます。その海洋博の会場の中では不便でございまして、やはり那覇市の中心街にりっぱな劇場を建てて沖縄県民に贈るべきだと、私は思つておるんですが、それに対して通産大臣はどうですか、どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(田中角榮君) 非常にアイデアとしてはいいアイデアであり、記念事業としてはふさわしいものであると思つてゐます。思ひますが、いま沖縄海洋博の中でどのようにそれが考えられておるか、それは私も承知しておりません。とにかく、

二十余年間の異民族統治のもとから返つてくるといふ記念事業としては、その種のものにはこれは非常に意義のあることだと思ひます。どういふ計画があるのかさだかにしてありませんので、あればお答えを……。文部省ありますか。

○説明員(高橋恒三君) お答え申し上げます。先生御指摘のように、沖縄にはすぐれた伝統芸能や、あるいは工芸技術があるわけでございまして、こうしたものを会期中に上演するとか、あるいは展示するという方法は非常に好ましいことと思つております。したがつて、具体的にどのようにするかといふことにつきましては、海洋博の主催団体等と協議して前向きに考えてまいりたいと思ひますが、いま御指摘のような国立の劇場等につきましては、将来の問題として考えていくべきではないかと思つております。

○須藤五郎君 私は、国立劇場を建てるとまでは言つてないんです。国費をもつてりっぱなホールをつくつて沖縄県民に贈れと、こういうことを私は言つてゐるんです。それが沖縄県民の文化的な発展のためにも非常に大きな貢献をするだろうし、あそこにはそういう小屋がないんですよ。私、行つてみると何一つないんです。音楽会やるにしても、踊りやるにしても、学校の講堂でやつてゐるような状態で十分なことではないんですから、それをやつていただきたい、こういうことです。

それからついでに、文化庁が来ているから私、文化庁にちよつと一言言つておきたいのですが、この間私は沖縄に参りまして、沖縄の踊りのお師匠のところへ踊りを見せてもらひに行きました。りっぱな踊りなんです。ところが、そこに集まつてきている、けいこをする人は三、四十名です。しかもその先生は、昼間は市役所の観光課につめて、本土から行く人の案内役をしてゐる。そして給料をもらつて、そうしてやつと生活を立てておるといふようなことで、どうしてこういうことをしなきゃならぬかと言つたら、沖縄ではなかなか文化が育たないんだといふことをその先生が嘆

いておった。だからこの際、そういう面も文化庁として考えて、沖繩の民俗的な舞踊、音楽、それがりっぱに育つていくように、私は今後そういう立場で育成していったきたいということをつけ加えておきますね。

それから、三百六十万人の人々が予定されておる沖繩海洋博、沖繩の観光事業を進展させるという面で、大きな私は役割りを果たす、またそうなければならぬと思っておりますが、観光と文化財の保護という面ですね、非常にむずかしい問題が起ってくるんです。やもすると、観光に重点が置かれてしまうと文化財が破壊されていく。これは明日香村のあれを見てもわかるでしょう。どこを見て、日本ではそういうことが言えますが、そういう点は十分これは気をつけていってほしい。沖繩では現在たぶんあの中中部、今度博覧会の会場になる周辺だと思いますが、砂利取りのために、県内の土建業者が砂利を取るために、海が汚されて、よごされて、あの美しい海が濁ってきている。海が濁ればサンゴ礁は死んでしまうという、こういう結果が起ってきますので、この点も十分注意をしていかなければならないと思うのですが、今度の海洋博覧会を設営するについても、この点十分注意を持っていったきたいと思うのですが、どうでしょうか、その点建設に当たる方々は。

○政府委員(本田早苗君) 会場建設につきまして、いま御指摘のような点がございますので、できるだけ現状の地形を生かすようにして、土どめ等によりまして土砂の海への流出を極力防止し、排水も極力留意しながらやるということをやつてまいることを考えております。

○須藤五郎君 あと二問だけ質問します。

これは海洋博の基本計画はいつごろきまるのか。計画発表後、地元沖繩をはじめ国民から新たな提案や意見が出ることを予想されますが、こうした意見が出た場合、これに耳を傾けて計画をさらによくしていく体制はとれておるのかどうか。

それから入場料の問題になりますが、一体入場料は幾らぐらいにする気持ちがあるのか。まだこれははおそろしくきまつていないとお答えになるでしょうから、これに対するお答えは要りませんが、その基本的な体制ですね、それについて。

○政府委員(本田早苗君) 先ほど藤井先生からも御指摘ございましたが、地元でもいろいろ考えて、この点を考慮に入れようという御指摘もあつたわけですが、会場計画委員会に地元の委員の方々を入れまして、会場計画が確定する際には地元の意見も入ってきますというやり方できめてまいりたいと思ひます。目標としては、大体この八月前後には計画をきめていきたいと思ひます。

○須藤五郎君 最後に、先ほど民社党の方が、日本の万国博が百五十五億ですかの利益をあげた、ところがそれがすっかり大蔵省に吸い上げられてしまつておると。百五十五億というところ、ここから私、十億の利益はあがつてくるかといへば、おそらくの利益が幾ら生まれてくるかといへば、おそらくのところ、私、この間万国博のあと地へ行きまして、それで日本庭園が非常に評判がいいし、私もあのときに見て、もうそれがどれだけ木が育つてどういふふうになつていくかと思つて、入ろうと思つて行つたのです。ところが、もうずつと行列をしておりましてね、一時間ほど待たぬと入場券が買えないのです。それは一時間待つことはかまいませんよ。しかし、あの日本庭園を見るのに入場料を払わなければ大阪府民にしろ、近郊の人、あそこに来る人が日本庭園一つ見ることができないというの、私はおかしいと思ひます。百五十五億ももうけて十億の利益を、果実をあげながら、入園料を取らなければならぬというのはあんまり情けない企画だと思ひます。あの大阪の庭園入園料ですね、幾ら取つてゐるのか。百円ぐらいですかね。百円か百五十円か知りませんが、あんなものただにしたらどうだというのが私の意見です。ただにできませんか。ただにしたらどう

○説明員(窪田謙君) 日本庭園の入場料について

の御質問でございますが、日本庭園の入場料はおよそ五十円、子供三十円でございます。そして、それをただにしたらどうだというお話でございますが、これまで日本庭園の収支というものが四十六年度分、御存じのように記念協会は四十六年九月に発足いたしました、半年分でございます、四十六年度収支状況はまだ決算が確定しておりませんのでよくわかりませんが、大体の現在の見込みといひますか、見通して申しますと、入場者数が日本庭園は五十八万人ばかりで、それで五十円、三十円の入園料を取りまして、入園料収入が大體二千五百万円。ところが、それに対する経費、現金収支で見ますと、相当それをオーバーする形になつております。そこで、日本庭園だけを見ましても、相当赤字という形になつております。そこで、あるいは御質問の趣旨からはずれるかもしれませんが、百五十五億円の資金の運用益が十億出るではないかというお話がございました。けれども、記念基金の果実が、一年分にいたしました約十億強に出来ます。四十六年度分についてはその半分でございますので大體五億と、こうお考えいただいてけっこうだと思ひます。その五億の大體半分を万博のあと地の公園整備に充てる。したがって、先ほどの日本庭園が赤字というふうなもの、その五億の中でまかなつていくという形でございます。さらに、その半分は何に使うかといひますと、先ほど御質問ございました、例の、国際親善あるいは国際交流というふうな事業を行なうものに対して補助を行なうというふうな形で処理をしていくということでございます。現在のところ、日本庭園をただにするごとはちよつと考へておらないというのが現状でございます。

○須藤五郎君 大蔵省は、一ぺん金を握ると使ひ道知らないんですよ。ためることだけしか考へておらない。十億の利益が入つてくる。庭園からの入場料というのはわずかに二千万円ぐらいのものでしよう。そんなもの、ただにしたら何ら差しかえないんじゃないですか。何でもそのものを取つて恥をさらさなきゃならぬのかということですよ。ああいうものは国立の公園として、入場はただで国民の前に開放すべきものです。それでこそ私は、万国博の値打ちが出てくると思ひます。あんまりけちくさいじゃないですか。そんなら、百五十億もうけた金を全部もとへ戻しなさいよ、大蔵省が握つてないで。そしてたらちやんとただでございます。何でもそればかりのけちくさいことをして恥さらしをしなきゃならぬか。大阪の府民はみんな、こんなものに金をどうして払わなきゃならぬか、おれたちは万国博でたいへん迷惑をしている、物価も上がつて、混雑をして、えらい迷惑をしている、今度はそこで、公園一つ見に行こうとすると、入場料を取られる、何とばかりかことだと、そう府民は言つてますよ。そんな恥をかかないで、万国博ありがとうございましたと、日本庭園は皆さんどうぞ自由に御覧ください、御利用くださいと、こういうふうに出たらどうなんですか。大臣、どうですか、それは、今後の沖繩の海洋博でも同じことが起つてきやしないかと思ひます。私はこれを言つておるんですよ。沖繩海洋博つくと、あと地の利用をどういふふうにしていくか、建物をどういふふう利用するか。そのとき、沖繩県民から入場料を取つて、いろいろそれをまかなつていくというふうなことじやなしに、もつとりつぱな態度で私はあと地利用をしていっていただきたい、こういうことです。

○国務大臣(田中角榮君) あの大阪の万博のあと地の利用というところは、明確に早くきまるべきであります。きまらない過程において有料であるというところは――まあ感じの上ではわかりませんが、しかし、有料制度というものを定着させるということも新しい近代の一つの社会的なものであります。しかし、長く続いていますとね、これは百五十億は宙ぶらりんになつておつて、何するんだということになりまして、これはやっぱり早く、大阪万博というふうな歴史的なものを、その百五十億に近いものをどう使うのか、ほんとに国際大学をつくるのか、あすこをもつと

大きな自然公園にするのか、そういうことは一日も早くきめらるべきです。きめられることが大阪万博を意義あらしめることである。私はそれがよくわかります。ただ、それがきまるまでの間全部無料にしておくということではなければならぬというのではないと思うんです。それは早くきめる、その間は荒らさないということ。あなたの気持ちわかりますよ、日本人ですから。わかるけれども、ただわかるだけでは困るんです。ですから、きまるまでの間にそういう過程にはあるのだと。あなたの発言がありましたから、大蔵省もまた何かうまく考えようと思います。私もやっぱりこういうものは、長く何とはなしにそれでもって利息をかせいでいるというようなことになる、いろいろな批判が生まれるし、これは大阪万博という歴史的な大事業の有終の美をなさしめるものではない、こう思いますから、これは一つの関係閣僚でありますから、通産大臣十分の責任ありますので、また大蔵省とも相談をいたします。

【委員長(大森久司君)】他に御発言がなければ、質疑は終結したものと認めて御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【委員長(大森久司君)】御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、討論はないものと認め、これより直ちに採決に入ります。

沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

【賛成者挙手】

【委員長(大森久司君)】全員一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【委員長(大森久司君)】御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分開会

【委員長(大森久司君)】ただいまから商工委員会を再開いたします。

石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案についての趣旨説明はすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

【大矢正君】きょうは質問に入ります。つきまして、まず第一に、政府に今後のエネルギー全体の需要見通しとそれに対する供給の体制についてお尋ねをいたしたいと思っております。まず第一に、この三月で終わりました昭和四十六年度の供給実績をお答えいただきたいと思っております。これは多分に資料的な質問であります。油、石炭、ガス、電力、水力発電、そのほかその他という形でけこうでございますが、以上のような分類に従って需要の実績がどうなっておるか。それから、昭和五十年ごろには大体いま私が申し上げましたような分類に従ってどの程度の需要予測を算定されておられるか。ついででありますからさらに付加をいたしますと、いま私が分類をいたしましたおおむね五つ、その他を含めまして六つに分類をした際に、その一次エネルギーの中における各分野の供給構成の割合は、たとえば比率はどうかという形に四十六年度はなっており、想定される五十年度の需要に対してはどうか数字になってあらわれるか、お答えをいただきたいと思っております。

【政府委員(荏清君)】昭和四十六年度でございますが、国内の燃料油の消費は一億九千七百万キロリットル、約二億キロリットルでございます。総エネルギーに対して約六八%程度の比重になっておると考えております。石炭につきましては、国内

の石炭生産が約三千二百万トン、別に五千万トン弱の海外原料炭の輸入がございます。国内生産の石炭の一次エネルギー供給に占めます比率は約八%程度にあたるわけでございます。それから原子力の関係は、私いま手元にちよつと資料を欠いておりますが、原子力の関係は現在のところはまだまだ非常に少のうございまして、百万キロワット未満だと考えております。一次エネルギー全体に對しますウエートは、これはまだ単位にあがってこない程度の数字でございます。昭和五十年におきましての数字でございますが、石油の全体の消費が約三億キロリットル強と見通しをいたしております。石炭につきましては、石炭鉱業審議会

の場でいろいろ検討がなされておるわけでございしますが、先生御案内のとおり、最低二千万トンというものを国内の生産で確保するという政策がいま検討されておるわけでございます。その時点におきまして海外原料炭の輸入は、現在鉄鋼の生産見通し等が、確としたものが実はございせんが、当然五千万トンはこえる、五千万トンの大台に当然乗るといふふうに考えております。あと原子力の関係につきましては、後ほど数字をまともまして、全体の絶対量及び構成比について資料で御提出をいたしたいと考えます。

【大矢正君】昭和五十年ごろを想定いたしますと、油の需要は約三億キロリットル、これはあなたがいまお答えになった四十六年度の一億九千七百万キロリットルの油、すなわち構成の比率といましては、約六〇%というもののウエートがむしろ高くなっていく、こういう解釈をとって差しつかえないかどうか。私も、たとえばわが国の経済成長率が何%の場合に、エネルギーの消費率を何%に見込むとどのくらいというふうな、ある程度の想定される資料等については、あるいはエネルギー調査会の考え方等については、自分でも読んでおりますので、おおむね昭和五十年、あるいはそれからさらに十年後の昭和六十年ごろになりますると、一次エネルギー全体の中に占める油の割合は、おおむね七五%前後というふうな

説も今日あるわけでございますが、基本としては油のウエートは、全体として高まりつつこそあれ、下がることは供給構成の中ではない、こういうふうに判断をいたしておりますが、そのとおりでけこうかどうか。

【政府委員(荏清君)】油のウエートが高まることはあつても下がることはないのではないかと御指摘は、私も大局的にまことにそのとおりであると思ひます。ただ、いまお話がございましたように昭和六十年、非常に先のことでございしますが、かつて総合エネルギー調査会において検討いたしました場合には、六十年には原子力発電というものが相当、一割近いウエートを持たせたいというところを、政策姿勢としての前提といたしまして、その場合には七〇%を若干切するような石油のウエートというものを、一つの形として想定しておたというところは別にございします。これは趨勢と申しますよりも、原子力発電をせめてそのあたりまで持っていく必要があるという政策的な姿勢におきまして、それに基づいての見通しというふうに御理解いただきたいと存じます。

【大矢正君】私もさまざま資料等を研究いたしましてみますと、昭和六十年ごろの一次エネルギーの需要総量というものを推計いたしますと、いろいろの説がありますが、ある程度高度経済成長がまあ安定成長と申しますか最低六%、最高九%のような程度で発展を遂げた場合におけるエネルギーの消費増加等を判断いたしまする際におおむね六十年のエネルギー消費量は、石油換算約七億七千万キロリットルというふうな数字が出ておりますが、しかし、一説によりますると、この程度ではとうていおさまらないし、これからの日本の産業発展、あるいは技術水準の変化等も勘案いたしますと、そう予測を簡単にできる数字ではありませんが、場合によっては十億キロリットルをこえるということも、六十年代を越えまする際には考えられるのではないかと、ううな説もありますが、ともあれ七億キロリットルから八億キロリットルぐらいの一次エネルギー

を消費するという際にあたりましては、六十年において原子力発電の設備の規模はおおむね六千万キロワットアワーというような非常に膨大な原子力発電を前提として成り立っているわけですが、しかし、最近の原子力発電における安全性の疑問、あるいはまた立地問題等々考えてみます

と、昭和六十年にはたして言われるような六千万キロワットアワーの原子力発電が可能であるかどうかという点、大いに疑問のありますところでありますけれども、もしこれがこのとおりいかならないということになりますれば、その分は当然のことながら油を中心とした他のエネルギーで代替をしなければならぬ、こういうことになると思ひますから、私自身は、いまあなたのおっしゃったように六十年代になりますれば、七〇%ないしは七〇%を割る程度で油はおさまるのではないかと、七〇%を割る程度ではないかと、こう思うわけであります。これは将来の話でありますから、議論の対象にしようとは思っておりませんが、問題は、このように石油換算にして七億キロリッターからの六十年においては消費が見込まれる。このうちの七〇%程度を占めるといわれる油の安定的な供給ということ、わが国の経済発展にとって重大な問題になるわけであります。

そこで私はお尋ねをいたしますが、政府には一体、この石油政策というものが今日あるのかどうか。たとえば、海外あるいは大陸だん開発についてはこういうことをしよう、また精製部門等につきましては具体的にこのような方法でとかというようにして、個々に對する対策はなるほど見受けられますが、上流部門、下流部門含めての一貫した政府自身の確たる見通しの上に立つた一つの石油政策というものの、たとえば石炭なんかにありますれば、石炭政策というものは今日くずれつつはありますが、一応のものは整つておるわけでありませんが、私は、どうもいままでこの委員会におきましてもそうでありますし、また通産省が発行されてゐるそれぞれの資料等を見ましても、一貫したた

そういう石油政策に関するものが見当たらない。こう思うのでありますが、それは私の判断の誤りかどうか。もし通産省に政府としての上流部門、下流部門含めた一貫した石油政策というものがあるとするならば、この際それを明示してもらいたい、こう思うわけであります。

○政府委員（莊清君） 通産省では、従来から石油問題につきましては主として国内におきます精製とそれの国内における供給、精製と販売という面におきまして、わが国の石油製品の供給の低廉かつ安定を期するという基本的な政策目標から、申し上げました石油の精製と国内における販売という、いわゆるお話ございました下流部門しか実はいわゆるわが国としてないものでございますから、この下流部門に對しまして一つのはっきりした政策を掲げて遂行いたしてきております。これは、石油業法の運用という形及び外資法の運用という形でございますが、戦後一〇〇％外資系に押えられておったそういう下流部門というものを、その後成長の著しかった国内の石油消費の伸びの中で、申し上げました二つの法律の運用を通じて、いわゆる民族資本における下流部門を五〇％まで持っていきたいということを目標に長年やってまいりまして、現在のところようやくその水準にほぼ達したということが言えるかと思ひます。

その後OPECの問題等もございまして、特に今後におきます膨大な石油消費の伸びを考えます際、わが国として下流部門に片寄った産業構造及び政策というものは重大な反省期を迎えたわけでございます。

そこで、わが国としても海外に對しまして、いわゆる自主開発ということを大きな政策目標に掲げまして、石油公団等は四十二年にすでに完足しておるわけでございますが、まだほとんど見るべき成果があがつておらないという現状でもございしますので、今後における一つの大きな課題といたしまして、石油の上流部門にわが国としても積極的に参画をして、いわゆる自主開発ということに向かつて努力をするということが新しい政

策課題になってきたわけでございます。今御提  
案申し上げております石油公団法の改正もその  
趣旨によっておるものでございます。

以上申し上げました二つが、大まかに申し上げまして、政府としてとってきておる政策の二本の柱でございます。

○大矢工君 私がお尋ねしていることとちよつと  
 答弁が違うわけですが、私がお尋ねをいたして  
 おりますことは具体的に申し上げると、いまの政  
 府の石油政策というものは、まあ、あると言え  
 ば、確かにあるかもしれないませんが、それはい  
 まはしな

くても、あなたがおっしゃっていったように、石油業法を中心として企業、それからその設備に対しての許認可制、これを柱にして、それに必要に

応じてつけ足していっているというのが今日の石油政策だし、いい悪いは別にしても、はっきり申

とは行政指導でサービステーションを過当競争  
におちいらせないための押えをやつておると申し

まじょうか。しかし、漸次この産油部門に対して  
も手を伸ばしていかなければいかぬというような  
発想のもとにいま私が申し上げました、まあ業法

とは直接関係ありませんが、その柱の業法をさらに拡大していくというふうなことになるてまいりましたから、したがって、逆にいうとアップス

トリーム、すなわち上流部門から石油政策を考へる場合に、むしろ逆に石油業法というものが今日支障を来すような事態になってはいはないだろう。

うかという感じがするわけです。具体的にはあとから指摘したいと思いますが、ともあれ、政

府自身の中に上流下流を含めた一貫した思想のもとにおける政策的なものが展開されないとする場  
に、たとえば、海外において精製しようとする場

合の、あるいは民族系の資本で海外において原油を生産しても、それを国内に持ってきて精製、販売する場合において、石油業法がじやまになる

というようにことで一貫性を欠くくらいが残念ながら今日の石油政策の中に見られるのではないかと、私はそう感ずるのであります。こまかいこと

と和にその願するのてありてた

とは後々指摘しますが、そういう基本的な、言うなれば石油政策というものを通産省として立てる気があるかどうか。石油業法を中心として、それに必要に応じてつけ足していくというようないまのやり方でなしに、抜本的にやはり石油業法というようなものからはみ出して、日本全体のエネルギーの供給、その中における油の供給体制はどうあるべきか。もちろんこれは原油の生産から販売に至るまでの一貫したものを必要としているのではないかと思いますが、どのようにお考えか、お答えをいただきたい。

○政府委員(莊清君) 従来の下流部門を主として対象とした政策を、上流部門にもわが国として積極的に進出すべきであるという、基本的な政策の

変更が行なわれつつあるということを申し上げたわけでございますが、先生御指摘のように、大きな問題が実は今後に残っておりますことは事実でございます。

います。通産省では昨年の秋以来、総合エネルギー調査会の中の石油部会でこの問題を取り上げ

が、新しい進路でのいわゆる石油の自主開発に乗り出した場合における原油の取得と、それに国内

の石油業法との運用の關係をどうするか、あるいは国内の立地が限界にきて、むしろ製油所を海外にこれから共同事業等の形に持つていくという場

合に、いわゆる国内の供給の安定、あるいは自主性のあり方をどう確保するか、それに基づいて石油業のあり方はいかにあるべきかというようない

いろいろな新しい問題が、開発に乗り出していくというこ  
うことを契機に出てまいったわけでございませう。

す。これは、わが国自体の状況の變化もござい  
すが、OPECの諸国等からの要請もございま  
す。その結果いろいろな問題が新しく予想され

に至りましたので、そのエネルギー調査会の石油部会の場で御審議をいただいております。とりまえず、昨年の暮れに中間答申の形でいただきま

たのは、主として自主開発及び原油の備蓄問題、この二点につきましての当面の中間答申をちよらざいとしたのでありますが、残っておる問題の

ほうがと申しますと語弊がございまするが、残つておる問題がはなはだ大きいわけでございまして、この問題について引き続き慎重な御検討をわづらわしておる最中でございます。通産省といったしましてはなるべく早い時期に、できればことしの夏か秋までにはこういった問題についての一応の考え方というものを取りまとめるということを目標に、御審議をいただいております。

○大矢正君　これは、あなたのところの事務局がお書きになった本の中に、「石油産業の現状と問題点」というのがあります。これを私は読ましていただいたのでありますが、政府が石油政策をつくる場合における目的と申しますか、基本的なねらいというものには二つある、一つは安い油をしかかも安定的に供給をする、そういう目標に向かっておるのである、こう書かれておる。それは私も間違いないことだと思ふのであります。そこでただだいの問題は、第一点の安い油という問題に一つ問題が

も問題はないんですが、現実にはそういうことがこれからのたとえば石油情勢を判断する際に考えられるかどうか。最近のOPECのメージャーズに対する攻勢、それからまたメージャーズ以外の国際石油会社との連合によるいろいろな石油政策等を考えてみまするに、七五年の十二月三十一日までには、私の調べに間違いがなければ逐次値段を上げていくという、かつてのテヘラン協定においてもきまつておるわけでもありますし、公示価格と実勢価格というものは多少差があることは私も認めますが、しかし、全体として過去におけるような価格が下がっていくだろうなんてことは想定できないし、しかも、最高にうまくいっても現状維持、現状維持も今日の情勢ではおそらく困難だと私自身は判断せざるを得ないのであります。が、そうすると、政府の考えます安い油ということはどういう形でこれを達成されようとするのか。もし具体的な方法があつたらお答えをいただきたい。

○政府委員(林田修紀夫君) 仰せのように、安い油を安定的に供給するということが非常にむずかしい事態にあると、私もそう考えておるわけでございます。なぜそうかと申しますと、やはりいいまの御質問中にもあったわけでありまするが、油の需要は非常に多くなつてきておる。しかも、なおこれがだんだん多くなる。また最近におきましては、世界の三割の消費をしておりますアメリカ合衆国におきましては、油の資源が底をつきかけたというような状況にもございます。そうしますと既存の油の資源といたしましては、やはり中近東とか、あるいはインドネシア、あるいは井産園というようなものにたよらざるを得ない。しかも、そういうOPECの諸国におきましてはきわめて民族意識が強固になつてまいっております。毎年のように値上げ攻勢が行なわれておるといふような状況でございます。そういうことから、日本近海におきましてもし大きな資源が発見されるといふようなことがありましたらば、それは日本自身が安く、自主的に得られるというこ

とがございまいしょうけれども、なかなかいまの状況からいきましたならば安く得られるということが困難であります。それで私たちといたしましては、しかし、そういうことで手をこまねいておるというんではなくて、何とかしてこの世界のあらゆる資源に向かひまして自主的、自主的な参加を日本自身がやってみりまして、そうして安くということではできなくても、少なくともできるだけ安く手に入れ、しかも、安定的に手に入れていくということを努力しなければいけない、これが今回の公団法の改正の趣旨でもございまして、そういうことを熱烈に希望いたしまして努力を重ねておる、こういうような状況でございます。

○大矢正君 このわが国の近海に、たとえば大陸だな開発の過程で大量に油を開発することが可能であるというような判断は、今日までの探鉱その他の判断からいたしまして私は、なかなか想像のできないことである。もちろん、たとえわずかにあっても国産原油として消費されることはけっこうなことではあるが、わが国の油を輸入するにあつてのメージャーズとの価格の交渉等においても力を発揮するところの国産資源と申しますか、国産の原油確保、もうとてもじゃないがいまの段階では考えられない。またOPEC諸国は先ほど申し上げましたように、かなり強い姿勢で今後やはり何らかの形で油の価格の引き上げと申しますか、価格の引き上げというよりも、メージャーズを中心とした国際石油会社からの取り分をふやすためにがんばるのではないか、私はこう思いまするし、一方、また最近は一私の記憶に間違いがなければ、OPEC諸国は従来のような利権協定というものはもう結ばない。合弁事業かもしれないしは開発請負契約である。それ以外のものは認めないというような強い態度で、みずからの手で油部門に進出するというような態度を一貫して貫いておる。こういうようなことから見ましても、なかなか私は政府が言っているような安い油を、しかも、安定的に供給するというような体制といたうものは、そう簡単にでき上がるものではないとい

いう実は不安を抱えているのでありますが、いかがでしょうか。政府としては、私が申し上げるようなこと以外に、いやそうではない、やはり今後は油はまだ下がるかどうかは別にして、せめて上げないような状態くらいはでき得る政策なり対策というものがあるのだというようにお考えになつておられるならば、その具体的な裏打ちをこの際示してもらいたいものと、こう思うわけです。

○政府委員(莊清君) OPECの攻勢はなかなか

激しいそれからメージャーの力というものが、これまた強力であるというふうな状況のもとでございいますから、単純な輸入の形だけに依存しておつては、それは世界で一番高い条件のもとに形成された価格での輸入ということが日本としては漸次避け得なくなるであらうということは、これは御指摘のとおりだと思います。ただ、やはりいま政務次官からお答えいたしましたように、世界全体の石油資源というものは無限ではございませんで、たとえば、一九七〇年代の十年間で、過去人類が石油を使い始めてから百年余りになつておるようでございますが、その間に使つた総量にひとしい量を今後の十年間で使うだらう。つまり三百五十億トンくらいを一度に使うであらう。これは六〇年代の消費量の倍である。片一方、資源のほうは、現在確認埋蔵量として人類が手に入れておるといふものは相当量あるわけでございますけれども、これはよほどの努力をいたしまして、今後十年間に新しい資源の発見量をよほどふやしませんと、生産とそれから資源との関係、このバランスというものが急速にくずれてくるということとがまずいわれておるわけでございます。現在では大体三十数年分の消費に耐える量があるといふふうに見られておるようであります。が、もしも今後十年間における新規の発見量が過去十年間の発見量程度であるならば、十年後にはそれは二十年ぐらゐの資産に減つてしまふといふふうなことがいまや常識になりつつあるといわれております。したがいまして、やはりわが国としてこの安定と低廉という問題を考えます場合に、極力安く

るけれども、日本の現状ではなかなかその処理をするのが苦勞であると、こういうところから問題が出たように私は判断しております。そこで、いづれの国におきましても、特にヨーロッパのフランスでもドイツでもそうでございすけれども、自国の資本で苦勞して開発した油というのは、これは非常に大切にしておるわけでもございす。全く経済性のないようなものではない、これは今は探鉱で井戸が成功しても、開発に進むかどうかという段階におきまして、よほどその先を見まして判断をするということが必要でございす。が、現に相当量のものが安定的に出てゐるという状況でございすから、やはり国としての基本姿勢というのは、これだけの資源はやっぱ活用するということを基本に考えるべきだろうと思ひます。そのための努力として、やはり脱硫關係の技術の開発、あるいはその普及ということが、いろいろ従来から努力はされて徐々に成果はあがつておりますが、まだわが国全体としては非常におくれておるという状況にあります。これは、わが国のアラビア石油に限らず、新たに石油開発全般に關する非常に大きな問題を先生御指摘になったのじやないかと思つて實はお答えしておるのでございす。が、低硫黃の原油というのはそうであらう。こちらにあるものではない。もちろん低硫黃原油の開発を重点にいま石油公団でも進めてはおりますけれども、やはり硫黃分が一部をこえるような井戸であるとかというふうな場合にどうするかという、今後もあり得る問題でございす。國のこの基本政策としては、やっぱり技術でこれを解決するといひます。か、あるいは脱硫技術を早急に開発して、それによつてわが國が喜んで持ち込み得る原油の範圍を極力拡大するとか、低硫黃だけにこだわることなく、中硫黃のものでも日本は処理できるのだというふうなところに向かつてあらゆる努力をする。これは企業にもうんとやつてもらうし、やらせもするといふことを基本にやはり置き

うことも本格的には進まない。したがって、価格面でこれはやはり低硫黄だけよりも中硫黄のものもこなせるというふうなところに向かうのが安定供給に通ずる基本的な道だろと思う。これを政府としては考えなくちゃならないと思ひます。

ただ、当面の問題として、アラビア石油のような場合には、これは硫黄分も二%をはるかにこえておるといふことで、とりわけその扱いのむずかしい原油でございまして、国全体の消費の伸びというものがあつたわけでも、国全体の消費の中でやはり全然これを処理する余地がないかという点については、従来の実績にもかんがみまして、もう少しゆとりのある考え方がとり得るであらう。と申しますのは、全体の消費が伸びていくわけでも、その中で二千万キロリットル程度のもののウエイトというものは年々下がっていくわけでもございまして、その中で全量とは申しませぬけれども、相当部分というものはこれを吸収し得るのではないかと、また、吸収するようなことを中心に考えるべきであらう。ただし、取引条件その他についても、これは長年のことでございまして、いろいろ業界内部で検討されてしかるべき事項もあるかもしれませぬけれども、こういう問題についてもせいぜい検討も行ないつつ、アラビア石油の石油を四十八年以降極力国内で活用するということはやはり考えたいと思ひます。従来のような、通産省が非常にシビアな形で一種の強制割り当てに近いようなやり方、これを踏襲するかどうかは別にいたしまして、何らかの方法でこれがやはり活用されるということを基本に私は考えていくべきだと思つて、内部で検討しておるところでございまして。

から千七百円くらいの脱硫に関する費用がかかると思ひますが、それだけの負担の多い二%から二・五%あるいは二・八%というふうなハイサルファを簡単にわが国の精製会社がこれを受け入れるかどうかというところになりまして、どうもそう簡単なものではない。供給体制を整へなければ、これはハイサルファでもあるいは脱硫の原価が高くなつて、油全体の原価も高くなるような結果になつてもやむを得ないということになりまして、現在のところは、量的にはそう不安がないという態勢にあると思ひます。私は、それは確かに二億キロリットルの中の二千万キロリットルですから、ちょうど一割といふことであつて、今日の時点では、それくらいは油が消化できないはずはないとおつしやられるが、なかなかそう簡単なものでは私はないんじゃないかと。最近新聞等の報ずるところによると、やむを得ずアラビア石油はみずからの精製会社を国内につくるが、しかし、これには設備の割り当てという石油業法が厳然と控えておるから、これはなかなか問題がある、あとは、元売りあるいは販売等の面では、民族資本と呼ばれる共石を利用して販売を進めるといふ、いろいろなことが新聞等で報じられておりますが、具体的にそういうふうになつていくのかどうかです。で、石油業法というものがあつたゆえに、これはある面では過当競争を防いでいるといふか、設備の過剰を押えているといふことはなるほどありますが、しかし、一方においては、いま私が申し上げたように、せっかくわが国が海外へ出ていつて開発した原油を国内へ持ち帰ることができない、こういうふうな苦しみというものは、いままでは強制的な割り当てをやつておりましたから、しづしづながらもこれはわが国の精製会社が引き取るということでも済みましたが、四十八年以降は結局はその保証がないわけだから、何らかの措置を講じなければ、これは原油をただ放置するということになつてしまふわけでありまして、せっかくのわが国の力による原油の開発というところが、何の意味も効果もなさなくなるということになるわけでありまして。将来の展望を踏まえて、いまのアラビア石油だけに限らず、今後、かりに開発が可能な企業なり地域なりが出てまいりました際に、そういうものも含めてどうされるおつもりか。で、石油業法というものがあつたゆえに、むしろじやまになるということも想定される今日でありますから、私は先ほど申し上げたように、抜本的に、石油政策を一貫した形で立て直す、つくり直す、法律が必要であれば、その法律ももとよりやり直すというふうな考え方で持つておられるのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐清君) わが国の輸入しております原油は、量的にも年々ふえておりますが、その全体の平均の硫黄分は何%かという点をちよつと申し述べたいと思ひますが、五年前の昭和四十二年では、たしか二%程度でございまして、それが量がふえましたが、四十六年では大体一・五%ぐらゐの総平均まで下がつてきております。これは高硫黄の原油の輸入がほぼ横ばい、量的に横ばいであつて、あとの低硫黄の原油、一%以下の硫黄分のもので努力によつて次第にふえてきていくというところ。主として一%から二%の硫黄分の中硫黄原油というものの量的な伸びが大きかつたというふうな結果、こういうふうな量はふえたが、硫黄分は若干下げたという成果が出ておるんだらうと思ひます。

で、アラビア石油の問題でございするが、先ほど申し上げましたが、やはり全体の伸びの中で問題になるのは、その中の硫黄分が全体としてどれだけの伸びがあるか、国全体としては考えられませんが、やはり脱硫についても、いろいろな段階なり方法があるようございするから、全般にわたつて従来、必ずしも努力が万全でなかつたものを、この際、大気汚染防止という観点からこれをうんと進める、石油政策の見地からも、これが安定供給につながる一つの道であるといふことを申し上げたつもりでございするが、やはり、単なる環境問題だけではなくて、エネルギー政策という見地からも脱硫は非常に大切な政策目標でございまして、アラビア石油の問題というものも、前向きに考えることが私は正しいといふふうに、個人的にも確信しておるわけでもございする。

ただ、先ほどちよつと触れたつもりでございするが、今後における石油の開発の場合、現在でも石油公団がたくさんのプロジェクトに対して助成をいたしておりますが、石油は出てみなければ硫黄分が何%かというところは、ほんとにはわからぬわけでもございするが、その近所のあらゆるデータ等から判断いたしまして、まず、これなら硫黄分が非常に低からうというふうに客観的に判断されるものを対象に取り上げております。完全に重点をそちらのほうに指向してやつておるといふことでもございする。今後におきまして、ただ、実際探査をやつてみて原油の層に当たつた、しかし、不幸にして硫黄分がきつめて高いという場合に、それ以降の開発投資に踏み切るかどうかという問題につきましては、これは民間でも当然慎重に検討すると思ひますが、石油公団も含めた政府としても、この問題についてはその段階で場合によつてはやるか、さらに進むか、井戸のまま置いておいても将来また使えるわけでもございするから、そういう幅広い判断をして、やはり極力良質かつ低廉な原油の開発ということを中心に行なうべきであるといふふうに同時に考えております。

ただ、すでに相当な投資をして二千万キロリットルという貴重な量が出ておるわけでもございするから、これの活用についてはまた別途の判断、政策というものがあつてしかるべきだらうといふふうに私は考えているわけでもございする。この問題を解決するために、現在では、お話ございましたが、石油業法の運用をいたしまして、これは通産省令がございまして、各製油所は業法上の義務をいたしまして、それだけの石油製品を向こう一年間供給するが、そのためにどういふソースの原油を持つてきて使うかというところを通産省に届け出る義務を課しております。それによりまして

行政指導の形で、アラビア石油の問題も、いわゆるプロラタ方式という行政指導による引き取り保証制度を活用しておるわけでございますが、この点について石油業法に何らかの改正を加えるかどうか、現在のところ特に結論は得ておりません。いずれにいたしましても、やはり石油業法の問題は徐々に国内での立地の問題に境界が当然あり得るということ、それから、石油の開発事業に日本が出ていけば、その油が出てきたときには、少なくともOPECとのジョイントベンチャーでの形で現地精製ということが強く要請されてくる。イラン石油の開発のときには契約上の一種の条件になっておるわけでございますが、わが国の側の事情、それからOPEC側の要請というふうなところから、従来の国内でのいわゆる消費地精製一本やりというものは徐々に修正されるを得ない状況でございます。その場合において、なおかつ国内でのいわゆる民族系と外資系との販売のマーケットに占めるウェイトというものをいかにして望ましい形に維持するか、これが今後における、いわゆるダウンストリームにおける石油政策の非常に重要な課題になろうと思ひます。いまの石油業法が直ちにこういう役に立つかと申しますと、先生御案内のとおり、はなはだ十分でないわけでございます。目的は要するに、国内におきまして安定と低廉をいかに確保するかということでございます。その上で、客観情勢が変化しましたならば、この石油業法の目的、性格というものをさらに根本に立ち返って見直すということが当然必要でございます。いまその点についても内部でいろいろ勉強し、総合エネルギー調査会のほうの御意見なども内々伺って検討を進めておるといふ段階でございます。

○大矢正君 私はいまあなたのおっしゃられたようなことであるがゆえに、やはり政府としてもこの一貫したアップ、ダウンを通した石油政策というものを早急に立てなかならぬということをお願いしておるわけですね。ですから、アラビア石油もたまたまいまハイサルファだということではありますが、これから開発される過程の中で、さらにまたハイサルファの場合には、いまあなたは、やめたほうがいいんじゃないかという話であります。が、せっかく多額の投資をして、これは硫黄分が多いからやめたというのではゼロになってしまふわけですから、結局はやはり、それは多少ハイサルファでも、何とか開発していかなければならぬというふうには私はなと思うのですけれども、その際に、結局は国内にハイサルファの油を持ってくるわけにはいかない。したがって、技術的に可能かどうか別としても、現地でたとえ脱硫するとかというような方法でローサルファにして国内に持ち込むということだとして考えられるわけで、そうした段階においてこの消費地における、すなわちわが国の国内において精製することを原則とした今日の石油業法では、もうそういう幅の広さといひますか、幅のある石油政策というものはとどけないわけでしょう。ですから私は、石油業法自身は今日行き詰まりを来しておるし、しかも、あの石油業法というものはちやうどことしで、私の記憶に間違いなければ満十年になるはずですよ。十年の間に世界的情勢、特に石油をめぐる情勢というものは非常に大きな変化を受けておるし、今日のようにOPEC諸国が強大な力を持つてメージャーズすら後退させるほど大きな転換が起ころうとは想像もしていなかったわけですから、油なんというものはまだまだ幾らでも下がっていくのだという単純な考え方しかなかった当時で上がった石油業法ですから、公害が今日これほど広がるという事態でもない時点における消費地、すなわちわが国における精製主義を貫いた石油業法ですね。そういうふうなことを考えてみますと、冒頭私が申し上げたように、石油政策を一貫して、しかも、早急に政府が立てなかならぬ必要性に迫られておるのではないかとこの立場から議論を私は展開したわけでありまして、そのことをひとつ十分お含み置きをいただきたいと、こう思うわけであります。

それから、次にお尋ねいたしますのは、石油公団の投資ないしは融資に關してのことでありまして、前にも私は一度指摘したことがありますが、私の手元に参つております政府提出の資料によりますと、昭和四十七年の二月現在で石油公団の出資が二百九十五億四千万円、融資が四十九億八千万円合わせて三百四十四億二千万円、それ以外にかなりの債務保証が行なわれておるわけですね。で、私は、もちろんわが国のエネルギー安定供給、特に原油の安定供給のためにはこの程度の金でいいなどは毛頭考えておるわけではありませぬ。だがしかし、国民の貴重な税金を使つて事業を行なうこの種の公団でありますからゆえに、やはり石油はもうこれは山師のやることであつて、大体いままでの統計数字からいけば確率は一二％程度だということだけで済まされたい問題があるのではないかと、こう私は思ふわけでありまして。そういうようなリスクの分散ということを考えてみた場合に、今日、二十幾つほどの海外の開発企業が存在をしているということは、はたしていま私が申し上げたようなリスクの分散ということになるかどうかという点で、大いに疑問があるわけでありまして。私は、少なくとも政府が多額の出資をし、融資をし、債務保証するのでありますから、やはりある程度企業をグループ別に整理統合するなり、また集約化するなり、そういう方向でたとえAという地点、もしくは地域において、かりに探鉱やつてみたけれども、しかしだめだった、しかし、Bという地点においてこれが成功したがゆえに、どうにか公団から受けた投資もあるいは融資も返済することができるといふような形で考えていかなければいけないのではないかと。ところが、若干地点を別にするような会社もございまして、大部分はもう一会社一地域ないしは一地点というふうなことで、そこで油が当たらないければもうそれでゼロになつてしまふ。幾ら出世払いだとは言ひながら何十億というこの投資、融資がゼロになつてしまふというふうなことは、できるだけこれは避けねばならないといひますれば、私が申しておりますように、早くそれ

ぞれの海外の石油開発会社というものを統合するなり合同するなりして、やはりいま言ったようにリスクの分散をはかつていくと。で、いま若干、何社かを統合するような持ち株会社の構想が現に行なわれつつあることは私も聞いておりますが、しかし、これはあくまでも三社ないし四社というような形で持ち株会社としての存在はあります。が、かりにこの、出世払いでありますから、もし探鉱したけれども事実当たらないかつたというふうな場合には、その会社自身がかりに油に当たらない場合には、もう返済の可能性はないということになるわけでありまして、何らのリスクの分散にならぬわけですね。でありますから、やはりそんな持ち株会社、単なる持ち株会社的なものではないに、もっと強力なやはり合同、合併事業というものが行なわれるべきであるし、万が一持ち株会社的なことで、まあ独禁法の関係もありましてからやむを得ない面があるといひましたけれども、かりに万一の場合には、その持ち株会社それ自身がある意味において責任を分担するといふような形を私は今後ともとるべきではないかという考え方を持っておるのであります。一向にこの公団の投資というものはそういう面に向けられないで、ただ、数多く海外において探鉱をやればいんだというふうな傾向がありますが、この点についてはいかがでしょう。

○政府委員(佐清君) 石油の開発というのは、お話しございましたように、過去の実績で見ましても、国際石油資本があれだけの技術力と情報力を傾けて努力いたしましたも、成功率がまあ一％とか二％とかという数字が実績として報道されておるわけでございます。同じように見える地下の構造であつても、実際にボーリングをいたしてみましても、はたしてそこが井戸であるのか、それとも原油が実際にあるのか、やってみないとには地上からの物理探鉱等ではどうしてもそこまできわめがつかないという、技術の限界というものがそうさせておるんだと存じます。が、世界の石油資本があれだけの努力をしながらも、仰せ

にございましたような非常にリスクの高い事業であるということが現実でございます。これらの国際石油資本はもちろんのこと、それからフランスのERAPでございますとかイタリアのENI等も、開発段階から石油の精製、販売の段階まで持ち株会社的な、政府の一種のコンツェルンのような形で一貫した形態でやっておりますので、本体が非常に企業力がしっかりしておるといふ点があるわけでございますが、わが国の場合は、そういうものを直ちに行なえる主体というものがどこをさがしてもないわけでございます。石油精製産業は国内での精製、販売にやっておりますという状況で、直ちに国内から海外の石油開発に打って出るというだけの実体をまだ備えてはおりないという悩みがございますので、どうしても有望と思われる地点ごとに、石油精製産業も入りますし、それからユザーも大いに語らいますという民間の資本を集め、それに石油公団の出資という形で援助を仰ぎまして、有望と思われる地点ごとに、結果としては二十幾つもの開発会社ができておるということでございます。これは各地点ごとにやはり状況が違いますから、どうしてもそのいままでの考え方で別会社方式でやらざるを得ない。で、別会社でやりますから、不幸にしてそのプロジェクトが失敗した場合には、これは政府としては出資は無に帰するわけでございますけれども、少なくとも政府出資のあった分だけは民間はかぶらずに済むという意味で、国の中の民間と政府との間でのリスクの分散ということが行なわれる。これによって、これが助成のきめ手になりまして、民間資金もかなり動員した形での開発体制がいま進んでいるわけでございます。ただ、三十近いプロジェクトがございまして一斉にやっておりますわけでございますが、ここまでまいりますと、それぞれのプロジェクトに分かれておるいまの個々の開発会社では、それだけの仕事にかまけるわけではございまして、新しい石油の利権情報の収集であるとか、より広範な民間資金の動員とか、あるいは

技術者の機動的な活用においては、どうしても一つ一つのプロジェクトに縛りつけられておるために、そういうことがおそでできないという非常な弊害が目立ってきております。そこで、お話をいたしましたように、まだたいした成果は出ておりませんが、資本系列ごとに統括会社というのをつくりまして、資本系統ごとにいま申し上げましたような情報の収集とか、技術者の機動的な活用であるとか、あるいは民間資金のより一層の動員というふうなことを、やはり国にタイアップする意味で民間自身も行なつてもらうという形に、一歩と申しません、半歩踏み出したわけでございます。まだ直ちにそれぞれのプロジェクトごとの会社の大同團結、合併というふうなところには向かっておりませんが、これは一つにはそれぞれのプロジェクトに相当な金が必要。しかも、これをかりに十から十合併いたしますれば、一つで失敗しても、まだほかのところでも成功したものがあれば、全体として政府の出資というものは、いずれ全額を回収するというふうな形にどんな向かうわけでございまして、政府と民間との間のやむを得るリスクの分散という政策効果をどうあげるかという点に、一つのまた悩みも同時に出てくるわけでございます。ドイツのデミネックスというのがあります、これは民間の石油精製会社が一つの共同会社をつくって共同で石油を掘るといふ、アップストリームに出ていくという形でございまして、ドイツの場合は、政府が相当自由な考え方でそこに成功払い融資というものをやって、失敗したならば、デミネックスが黒字であってもその分は切り捨てるといふふうな、思い切った財政資金の運用に踏み切っております。日本の従来の財政制度のもとでは、伝統的な思想のもとでは、おおよそこういうことは考えられないような現状でございまして。そういうところに二十幾つものプロジェクトを一見乱立させるような結果にならざるを得なかつた一つの原因もあらうかと思ひます。乱立しておればいいというものではございませんで、少なくともそれぞれがゲ

ループごとにヘッドクォーターをつくって前向きな仕事をすると、効率をあげる、民間資金も動員する、国の施策にタイアップする力をつけさせるといふ意味で、私どもは半歩前進の意味でいまこれをやっておりますわけでございます。いずれにいたしましても、わが国として今後考えなければならぬことは、やはり徐々の形でもやむを得ませんが、強力な一貫企業というものを何らかの形で育成していくということが根本にならうかと思ひます。それによつて初めてやはりメージャーがやっておりますように、一社一社がたぐさんのプロジェクトを二社の中でやっておりますわけでございまして、やはりしっかりと本体のものが一貫化した形でアップストリームからダウンストリームまでやるような形になれば、いまのような乱立した形というものはおのずからほとんど解消するだろうと思ひます。資本系統ごとの統括会社の構想というものは、そういうことに直結するかどうかは別にいたしまして、考え方としては一貫化を目標に置いた若干の前進である、かように御理解をいただきたいと存じます。

○大矢正君 次に、つい二、三日前でしようかの新聞にちよつと出ておりましたが、純粋な民族系企業、の最たるものであり、政府が積極的に力を入れてきた共同石油——もちろんこれは販売部門だけですが、この共同石油がいままでの純粋性を失つて、国際石油企業であるガルフ・オイルとの間に沖縄に貯油基地を設けるといふような、言つてみればアメリカ系の石油会社の資金的な援助を仰ぐといふことで、純粋な民族系企業からまた脱落をしていくといふような結果が報じられておりますが、こういうことになりましたと、政府が幾ら民族系企業といふものをかばいつつ、まあいゝんな作用を持たせようと、たとえばひもつき原油を断ち切るとかいうような配慮を考えたとしても、現実的にはその効果は失われてしまふという問題点がございましてね。こういうことは実際上やむを得ないという方向なのか。それならばことさらに、もう油の国際性といひますか、石油の国際性から考えてみて、しいて従来政府が行政的におやりになつたような民族企業の育成なんというところは考えないほうがいいんじゃないかとすら私、実は感ずるわけであります、これは共同石油をつくること、そうしてまたこの共石に、これは、共石自身は石油の販売の部門でありますから、製油部門の各社に対しては特別の設備の割り当てとか、まあ販売分野におけるウェイトをずっと上回るほどの精製設備の割り当てとかいうような非常に保護をしてきたわけですがね。それがいつの間にか、またそれは精製部門とか、あるいは販売部門とかいう内容のものではないとしても、外国の企業との間の資本提携というふうなことも、こうになつてまいりますと、何のためにいままで政府はやってきたのかなあとというわけになるわけで、政府はそういうふうな民族系企業の育成という方針はこの際おやめになったのかどうか、その間の経緯をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(森清君) 私はヨーロッパの、たとえばドイツのような現状に比べまして、わが国の場合には、戦後のまあ各製油所が閉鎖をされてやつと再開をしたあの当時の国内の状況から、よく今日のような、いわゆる民族系資本で五〇%までやるといふような状態までいったものだといふふうにはむしろ考えておるわけでございます。ドイツなどは、資本の自由化をやつたために、ガソリンスタンドをばつと押えられて、それが機縁で製油段階までメージャーズのほぼ完全な支配下に入るようになったといふことで、いまさらデミネックスをつくつて騒いでみても、おそろくたいしたことはできぬだらうといわれる状況にございまして。わが国の方は、先ほど申し上げましたように、外資法なり石油業法のそれなりの運用によりまして、若干の弊害はあつたかも知れませんが、全体として、ドイツの例に比べてはるかに私は、結果として望ましい状態に今日まで持つてこれでおるといふふうに言えるかと存じます。ただこの場合に、やはり民族系資本によつて何を考え、育成において何をねらつておるのかというこ

とでございますけれども、結局はわが国のいわゆる民族資本が民族資本によつてどういう石油の生産をするか、投資をするか、いかなる価格でそれを売るか、どういう原油を持つてくるかというふうないわゆる経営の基本にかかわること、やはり民族資本で行なつておるような、そういう下流部門がせめて半分あることがわが国の国内市場の安定ということに長期的につながるであらうという、そういう基本的な判断があつてこそでございます。問題は、その経営の基本にかかわることは外資にきめられるのじゃなくて、やはり民族資本できめられるような、そういう企業というふうなことを私どもは従来から民族系企業といつてゐるつもりでございます。まあ現在でもいわゆる七業種というのがございまして、個別に外資を認可できるという業種の一つとして、電算機産業でありますとか、そういうものと並んで石油精製及び販売というものがあつてございまして、それのねらつておつた目的というのは以上に尽きるわけでございます。

したがいまして、たとへば、今後共同石油は海外に石油開発に出ていく場合には、これはもう当然やはり外国資本、それも強力な国家資本であるところのOPECの石油会社と最低五〇〇のジョイントベンチャーということ、これはもう当然のことでございます。場合によつては英米の石油資本と部分的には提携をさらに強化するということも、これはやはり全体としてわが国として国策に沿ふ点じゃないか。必要な事業の局面において自主性をそこなわない限度で外国の資本とも提携をするということは、他の産業の場合にもそうだと思いますが、石油の場合にもこれは当然あり得ることで、現在までのように、国内で単に精製を行ない、販売だけを行なつておるというふうな段階では、そういうこともなかつたろうと思ひますが、石油の開発に乗り出すとなれば直ちにそういう問題はあるわけでございますけれども、その場合にも、結局自主性を維持できるかどうかというところが判断の基礎になるところで

でございます。御指摘のございました沖繩の場合、これはまだ私も正式には聞いておりませんが、おそらく沖繩に上陸しました外資の子会社をつくりまして、あそこでCTS事業等を行なうというふうなことを共同石油は検討しておるということにかとも存じますけれども、私はそういうことによつて共石という共同石油という民族系資本が、企業としての自主性の基本というものを特にそこなわれるということにはなるまいと思ひます。またその他のジョイントベンチャーを行なうときにも、ずいぶんよく申し上げましたが、そういう自主性をそこなわないような形で行なうということには当然に必要だらうと思ひます。そういう意味におきまして、私も新聞で一部報ぜられたようなことが、非常に何から従来の石油政策と矛盾したと申しますか、相いれないような路線のことというふうには実は考へておらないわけでございます。

○大矢正君 これは通産省からお聞きしたわけじゃないのですが、私はある本を読みまして、ところが、政府の行政指導として国際石油会社、まあこれはメージャーズに限つておるわけじゃない。まあ特定の石油会社という意味で申し上げておるわけじゃないが、数多くの国際石油会社とわが国の精製業あるいは販売を含めてでありまして、その下流部門における資本上の提携の中におきまして、たとえば借り入れ金——わが国の企業の借り入れ金一ドルについてたとえば三・五パーセントの油を引き取らなければならぬ、これだけは無条件であるという行政指導をかつてやつておられたというふうなことが、私は先ほど申し上げたとおり、政府から聞いたのじゃないに、ある本で読んだわけですが、これはもうそういうことが行なわれておるのかどうか。これはもう私も、悪いことだと言つてゐるのじゃないんです。ある一つの目標を持つて、このひもつきも眼界があると、そのひもの限界はこれだけだという一つの基準を明示してやるというか、指導を明示してやるということは、まあいいことだと思ひ

ます。問題はそういうことがあるのか、あるとすれば、どういふものをのさしとしておるのか、お答えをいただきたいのです。

○政府委員(窪清君) 仰せのようなことが従来から確かに行なわれております。結果としてわが国の場合には、現在のところでは所要原油のほとんど過半数と申しますか、七割近いものがいわゆるメージャーズという数社の国際資本——国際大石油資本から供給されておるから、それに次ぐようなものもございまして、全体として外資によつて供給されておる原油がほとんど全体に近い。アラビヤ石油でありますとかその他若干のものが例外であるという程度でございます。したがいまして、民族系の石油会社でも、そこで処理しております原油というものは、いずれかの国際石油会社から供給されたものがもうほとんどであることは間違ひございません。ただし、これは外資系についても行なつておることでもございまして、たとえば株式の外資の取得比率が、ある外資系会社の場合五〇％だということ、その株主であるところの国際石油会社から一〇〇％に近い油をやむなく買つておつたというふうなことはやめて、株式取得比率に應じた分までは、つまり五〇％までは株主たる国際石油会社から油を買ふという長期契約を維持するということ、これははやむを得ないといひますが、当然のことでございますが、残りの五〇％についてはまあ自分の買いたいところから買ふ、資本の半分は民族系なん

おるかという私はお尋ねだと思ひました。そういう点についてはやはり十分政府として——これは相手のあることでございまして、法律でいきなり強制もできないことでございまして、関係者の理解と協力を得て政府がやはり指導をするということは非常に大切だらうと思ひます。

○大矢正君 大臣が見えられたから、私も約束どおりこれでやめますが、ただ、いま共同石油はこれは別に精製会社を持つてゐるわけじゃない。販売部門だけしか持たないわけですね。アジア石油なり日本石油なりその他から精製されたものを受け取つてそれを販売する、原則的にはそういう立場ですね。でありますから、表面上から見れば、これは販売部門に対してたゞ外資が入つてくる。極端にいへば外資が入つてくるというか、外国の石油企業から金を借りるということでもありますから、問題はなにより一見見えるけれども、実際に外国から入つてくる企業が販売会社である共同石油に力を売ることによつて、共石グループの、言うならば精製会社にひもつき原油を売り込むようなことが将来起こり得ないといふことは言えないでしょう。たとえば、販売部門を押えられてしまつたら、精製会社が幾ら精製しても売れないわけですから、だからそうなつてまいりますれば、単に沖繩に貯油基地をつくるために金を借りるんだということと済まされたい問題が将来起きるのではないかと。政府が最もきつうことは、ひもつき原油がふえればふえるほどフリーハンドが失われる。それがあつた面においては安定供給ないし低廉な油をわが国が確保できないといふことになるから、したがって選択の幅、フリーハンドを持つた、そのためには外国の石油会社から金を借りても、それは極力ひとつひもは少ないようにといふことを考へてゐるわけでありまして、まるっきり異なつたような形であつても、そういう形で民族系の企業というものが外国系の企業と結びつくといふことは、将来やはり問題を残すことになるわけですから、でありますから、やはり政府としても十分その辺のことは考へて、単なる貯油

基地であるから外国の資本が入って別に問題ないじゃないかという安易な気持ちではなく、あるいはまた他の民族系企業、すなわちあなたのごときは借りれば、自主性を持って経営ができるわが国の石油会社、いろいろな理由でまた外国の石油会社と手を結んで沖縄で精製工場をつくるというふうなうわさも今日出ておりますから、やはりどうしてそういうものが起こってくるかというところになります。また一番最初の私の質問したところに戻るのではありませんが、どうも政府の一貫した石油政策というものが立てられていないところに原因がある。必要があればちよつとつけ足してみる。つけ足しだけで重大な石油政策、エネルギーの大宗を占める石油政策をいままで行なってきたし、これからはどうも進むんだかわからぬような不安感がいろいろな面で存在しているのです。ありますから、この際、できる限り早い機会に抜本的な石油政策というものを樹立されて、一貫した指導のもとに行政が行なわれることを私は心から期待をいたしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○委員長(大森久司君) 他に御発言がなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(大森久司君) 次に、臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案を議題といたします。田中通商産業大臣。

○國務大臣(田中角榮君) 臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、第一に臨時石炭鉱害復旧法の一部改正、第二に石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正、第三に産炭地域振興臨時措置法の一部改正をその内容とするものであります。

まず、鉱害関係二法の改正であります。これまで政府といたしましては、この二法に基づきまして、鋭意鉱害復旧の促進、鉱害賠償の円滑な

実施につとめてまいりましたところでありました。この結果、本年度までにすでに処理いたしました鉱害は、これまでに発生した鉱害の半ばをこえるに至っておりますが、なお、復旧費にして一千億円をこえる鉱害が残存し、さらに石炭鉱山の相次ぐ閉山とともに無資力鉱害の激増を招き、鉱害問題、いまだ深刻な状況にあります。

このため、政府といたしましては、昨年八月の石炭鉱業審議会の答申を中心に最近の鉱害処理対策に対する要請を勘案いたしまして、本年七月末までに廃止するものとされております鉱害関係二法につきまして、所要の期限延長をすることともに、あわせて、最近における鉱害をめぐる社会的経済的環境の変化に即して、より効率的かつ計画的な鉱害復旧を実施し得るよう、所要の改善を行なうこととする次第であります。

次に産炭地域振興臨時措置法は、石炭鉱業の不況の進行がもたらす産炭地域の経済的、社会的疲弊を回復するため、同地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展等をはかることを目的としており、その改正は、産炭地域に対する企業進出の一その促進をはかる必要があることにかんがみ、地方税の減免を補てんする措置を拡充強化しようとするものであります。

以下この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一条は、臨時石炭鉱害復旧法の改正であります。その内容の第一は、同法の延長についてであります。臨時石炭鉱害復旧法は、昭和四十七年七月三十一日までに廃止すべきものとされておりますが、残存鉱害の状況にかんがみまして、昭和五十七年七月三十一日まで十年間の延長を行なうことといたしております。

第二は、この法律に基づき復旧の対象となる公共施設の追加を行なうものであります。すなわち新たに工業用水道及び公園を鉱害復旧の対象とすきましても、政令で追加することができるようになることといたしております。

第三は、鉱害復旧長期計画に關してであります。すなわち、今後十年間における残存鉱害の計画的かつ効率的な処理をはかるため、新たに、鉱害復旧長期計画を作成公表することといたしております。

第四は、復旧不適農地及び家屋等に対する措置に關してであります。復旧不適農地につきましては、従来の要件を緩和いたしまして、復旧することが著しく困難な場合に加えて、復旧することが著しく不適当な場合におきましても石炭鉱害事業団が金銭補償を行ない得ることとし、さらに、被害者保護の一その徹底をはかるため、被害者の申し出があつた場合には、石炭鉱害事業団が復旧不適農地を買い取る制度を新設いたしております。

また、復旧することが著しく困難または不適当な家屋等につきましても、農地の場合と同様に金銭補償を実施する制度を新設いたすこととしております。さらに賠償義務者が無資力または不存在の場合の金銭補償の費用について国及び都道府県が補助することといたしております。

その他、鉱害地域における都市化の進展等、土地利用状況の推移に即して、農地から宅地への転換復旧を、被害者の理解を得つつ促進するため、みなし復旧工事の補助率を引き上げることといたす等所要の改善措置をあわせ講ずることといたしております。

第二条は、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正であります。その主たる内容は、第一に臨時石炭鉱害復旧法と同じく、本法の期限を昭和五十七年七月三十一日まで十年間延長すること、第二に鉱害賠償積立金について、いわゆる無資力復旧の取り扱いを受けた鉱業権者の取り戻しの制限を行なうこと等であります。

第三条は、産炭地域振興臨時措置法の一部改正についてであります。

その内容は、現在、同法におきましては、産炭地域における工場立地を促進するため、関係地方公共団体が地方税のうち不動産取得税、固定資産税を減免した場合の税収減を、普通交付税で補て

んする措置を講じておりますが、このたび、企業誘致の一その促進をはかるため、同措置の対象として、新たに事業税を加えることといたした次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいませうお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 次に、補足説明を聴取いたします。 産炭山石炭局長。

○政府委員(藤清君) 臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨につきまして、補足御説明申し上げます。

本法律案は、臨時石炭鉱害復旧法の一部改正、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正及び産炭地域振興臨時措置法の一部改正の三つの部分に分かれております。

その第一は、臨時石炭鉱害復旧法の一部改正であります。同法は、石炭及び亜炭の採掘に伴つて生ずる鉱害について、国土の保全及び有効利用並びに民生の安定の立場から計画的な復旧を行なうことをその目的としていたしまして、昭和二十七年に十年間の臨時法として制定されたものであります。同法はその後昭和三十六年に十年間の期限延長が行なわれ、本年七月三十一日までに廃止すべきものとされております。

政府は、同法の制定以来鉱害を受けた農地、農業用施設、家屋、公共施設等を対象として鋭意鉱害の復旧につとめてまいりましたわけでありました。この結果、今日までに処理をいたしました鉱害は、今後処理をいたすべき残存鉱害を量的に上回るに至っております。

しかしながら、残存鉱害は、昭和四十四年度末に実施した全国鉱害調査によれば、復旧費にして千三百八億円の膨大な量となっており、今後すみやかにその処理につとめなければなりません。このため同法をさらに十年間延長する必要があると考える次第であります。

また、鉱害を取り巻く情勢は、同法施行以来大きな変化を遂げてきております。

すなわち、一つには、近年の相次ぐ石炭鉱山の閉山に伴い、取り残された鉱害の大半が終閉山炭鉱の鉱害となっており、この結果、従来にも増して総合的、計画的な鉱害の処理が可能となると考えております。

さらに、これと並んで賠償義務者の無資力化が進行しておりますが、これに即して必要な法律上の手当を行なうとする次第であります。

第二に、鉱害復旧の過半を占める農地復旧の面におきましては、最近における都市化の進展と地域開発の動向を踏まえた将来の合理的な土地利用に即して妥当な方向で対処するよう所要の改善を行なうこととする所存であります。

第二に、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正であります。同法は十年間の臨時法として昭和三十一年に制定されたものでありまして、本年七月三十一日までで廃止すべきものとされております。

同法は、将来の発生鉱害の賠償を担保するため鉱業権者に積み立て金の積み立てを行なわせるほか、鉱害紛争の円滑な解決をはかるための裁定制度の設置、鉱害の計画的復旧の推進並びに鉱害賠償資金及び防止資金融資の実施機関としての石炭鉱害事業団の業務等について規定し、臨時石炭鉱害復旧法と相まって鉱害処理の円滑化に資することとしている次第であります。

このため、臨時石炭鉱害復旧法とともに十年間の延長を行なうこととともに、臨時石炭鉱害復旧法の改正に合わせ必要な改正等を行なうとする次第であります。

第三に、産炭地域振興臨時措置法の一部改正であります。本法は、石炭鉱業の不況による炭鉱の閉山が、炭鉱従業員及びその家族にとどまらず、炭鉱を中心とする地域の経済、社会に急激かつ深刻な影響を及ぼすことにかんがみ、炭鉱の閉山により疲弊した産炭地域において、石炭鉱業にかわる鉱工業等の急速かつ計画的な発展により当該地域を新たな経済社会活動の場として再生発展させることを目的として、昭和三十六年に制定

されたものであります。

同法は当初、五年間の臨時法として成立し、その後昭和四十一年に五年間、さらに昭和四十六年に十年間延長され現在に至っております。

産炭地域につきましても、法の制定以来同法を基礎として、産炭地域振興計画を策定するとともに、同計画の実現のため、企業誘致、産業基盤整備、地方財政援助等各般にわたる施策を鋭意推進しているところであります。

このたびの改正は、産炭地域の振興の上で最も重要な企業誘致をより一そう促進する必要があることにかんがみ、地方公共団体が地方税の減免を行なった場合に普通交付税で補てんする措置を拡大するものであります。

以下、法律案の要旨につきましても、補足御説明申し上げます。

第一条は、臨時石炭鉱害復旧法の一部改正であります。

その内容といたしますところの第一は、同法の延長についてであります。同法は、昭和四十七年七月三十一日までで廃止すべきものとされておりますが、残存しております復旧費にして千三百八億円の膨大な鉱害をすみやかに処理する必要があるため、新規発生鉱害の状況等を勘案して、昭和五十七年七月三十一日まで十年間の延長を行なうことといたしております。

第二は、この法律に基づく復旧の対象としての公共施設の追加に關してであります。今般新たに工業用水道及び公園を鉱害復旧の対象といたすとともに、その他の公用または公共施設につきましても、政令で追加し得ることといたしております。このことによりまして、公共施設についてはほとんどすべて復旧の対象になると考えております。

第三は、鉱害復旧長期計画に關してであります。すなわち、法の延長期間内における残存鉱害の計画的かつ効率的な処理をはかるため、新たに通商産業大臣が関係方面の意見を聞いて鉱害復旧長期計画を作成し、公表することとし、今後の鉱害復旧の基本指針といたすこととしております。

第四は、復旧不適農地及び家屋等に対する措置に關してであります。

まず、農地につきましては、従来の復旧不適農地の要件を緩和いたしまして、復旧することが著しく困難な場合のほか、復旧することが著しく不適当な場合にも石炭鉱害事業団が金銭補償を行ない得ることとし、さらに、被害者保護の一そうの徹底をはかるために、被害者の申し出に基づいて石炭鉱害事業団が復旧不適農地を買い取ることでできるような新たな制度を設けることといたしております。

また家屋等につきましては、従来このような制度は準備されておりましたが、復旧することが著しく困難または不適当な家屋等につきましても、農地の場合と同様金銭補償を実施し得るよう制度を新設いたすこととしております。

さらに、農地及び家屋等のいずれの場合にあつても、賠償義務者が無資力または不存在の場合において、この金銭補償の費用について国及び都道府県がその全額を補助することといたしております。

以上のほか、鉱害地域における都市化の進展等に伴う土地の利用形態の推移に即して、農地から宅地への転換復旧、すなわちみなし復旧工事を被害者の理解を得て促進するため、従来六五％であつた予算上の補助率を七五％に引き上げるとともに、法律上の補助にいたす等、所要の改善をはかることといたしております。

第二条は、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正であります。

その第一の内容は、同法の延長についてであります。昭和四十七年七月三十一日までで廃止すべきものとされております本法の期限を、臨時石炭鉱害復旧法と同じく、昭和五十七年七月三十一日まで十年間延長することといたしております。

第二に、鉱害賠償積み立て金についてであります。いわゆる無資力復旧の取り扱いを受けた鉱業権者の鉱害賠償積み立て金の取り戻しにつきましても、制限を行なうことといたしております。

その他、臨時石炭鉱害復旧法の改正に伴い新たなつけ加えられる石炭鉱害事業団の業務の追加等を行なうことといたしております。

第三条は、産炭地域振興臨時措置法の一部改正であります。

その内容は、現在、同法におきましては、産炭地域における工場立地を促進するため、関係地方公共団体が地方税のうち不動産取得税、固定資産税の減免を行なった場合の税収減を、普通交付税で補てんする措置を講じておりますが、このたび、同措置の対象税目として、新たに事業税を追加するものであります。

これは、収益力のある中核的企業を誘致する上で、事業税の減免措置を講ずることがきわめて効果的でありまして、産炭地域道府県の財政状況にかんがみ、これら道府県が事業税の減免を行なうことを容易にするため、事業税の減免に伴う税収減を普通交付税により補てんする措置を講ずることとした次第であります。

以上、簡単にありますが、法律案の提案理由及びその要旨につきましても補足御説明申し上げます。よろしく御審議を賜わりたく、お願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 以上で説明の聴取は終わりました。  
自後の審査は後日に譲ります。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後四時二十二分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は三月二十一日)  
一、割賦販売法の一部を改正する法律案

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、国内鉱山の抜本的な鉱業政策の確立に関する請願(第一四二六号)  
一、経済政策の転換に關する請願(第一四五五号)

第一四二六号 昭和四十七年四月十二日受理

国内鉱山の抜本的な鉱業政策の確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

国内鉱山の抜本的な鉱業政策を確立するよう、左記事項の実現を図られたい。

一、国内鉱山の存続を政策の中心におき、探鉱の強化、中小鉱山への助成の強化、需給と価格の安定等の具体策を図ること。

二、硫化鉱など総合いおう源政策を確立すること。

三、鉱公害対策を強化すること。

四、鉱石類の国鉄貨物運賃に対する政策的割引措置を確立すること。

五、労働力の安定確保を確立すること。

理由

金属、非金属をとりまく情勢はきわめてきびしく、休閑山、縮小が相つぎ、労働者の雇用と地域社会に及ぼす影響ははかりしれない。

第一四五五号 昭和四十七年四月十二日受理

経済政策の転換に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

県議会議長 鈴木太吉

紹介議員 佐藤 隆君

わが国の経済政策を国民福祉の向上と社会資本の充実を基本とした政策に転換するよう強く要望する。

理由

わが国における経済の発展は著しいものがあるが、人口、産業構造の急激な変化は、公害問題をはじめとして、医療、厚生、交通、住宅、物価等国民生活の各般にわたつて悪影響をもたらしており、これによつて起こるあらたな行政需要は、地方行政にも大きな負担となつており、根本的な対策を早急に行なうことが広く望まれている。

四月二十五日本委員会に左の条件を付託された。

(予備審査のための付託は二月九日)  
一、臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案



昭和四十七年五月十五日印刷

昭和四十七年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K